

注8 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳されます。仕事だけではなく、家事や育児介護、地域活動、趣味など、私生活も充実させることにより、仕事と私生活のバランスを保つことです。

注9 ジェンダー

「男らしさ、女らしさ」といった社会的・文化的につくられた男女の違いのことで、生物学的な性差とは区別されています。「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識は、このジェンダーによってもたらされたものです。

注10 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別によって家庭、職場などあらゆる場面で役割を分業・分担するという考え方をいいます。日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っています。

注11 L字カーブ

我が国の男女共同参画の現状は、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かい、女性役員数なども増加しているものの、国際的に見て立ち遅れています。特に、出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の存在に象徴されるように、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある性別による固定的役割分担意識など、構造的な課題が存在します。

注12 キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア（経験）発達を促す教育のことです。

注13 メディア・リテラシー

私たち自身が、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、マンガ、ポピュラー音楽、映画、ビデオ、ゲーム等のあらゆるメディアを使いこなし、メディアの提供する情報を読み解く能力のことをいいます。

注14 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者（過去において配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動のことをいいます。

注15 セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

性的いやがらせのことです。タイプとしては大きく2つに分類され、性的ないやがらせ等を拒否したことにより不利益な扱いを受ける「対価型」と、性的ないやがらせにより就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じる「環境型」タイプがあるといわれています。

注 16 リプロダクティブ・ヘルス / ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。

注 17 デートDV

交際中のカップル間に起こるDVのことです。身体や心への暴力はもちろん、束縛も相手を支配しようとする暴力として含まれます。

注 18 L G B T Q

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチヨニング（自分自身のセクシュアリティを決めない、分からぬ人）の頭文字をとった総称です。誰もが性のあり方には様々な形があることを知り、多様な生き方を認め合う社会となることが望まれています。

注 19 エンパワーメント

人は誰もがすばらしい力を持って生まれ、生涯にわたりそのまますばらしい力を發揮し続けることができるという前提のもと、そのまますばらしい力を引きだすことをエンパワーメントといいます。男女共同参画の分野では、女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための「力をつけること」を意味することもあります。また、個人的に力をつけるだけでなく、連携して力をつけていくという意味合いも持っています。

資料編



鈴鹿市男女共同参画推進条例

(平成18年6月29日 鈴鹿市条例第21号)

誰もが個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法が保障するところであって、鈴鹿市もすでに鈴鹿市人権擁護に関する条例（平成8年鈴鹿市条例第26号）を制定し、人権尊重の理念を明確にしているところである。しかしながら、21世紀を迎え、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応するために、すべての人が性別を超えて協働し、その持てる個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がいっそう要請されるようになった。

来るべき新しい社会は、人権が十分に保障されていることに加えて、すべての人が自立した個人として、その個性と能力を主体的に発揮することができる社会であり、それに多様な生き方が認められる社会でなければならない。それは同時に、男女が対等の立場で、あらゆる分野における責任を分担しあう社会でもあって、男女平等の理念を基盤とし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消することによって、はじめて具現化されるものと考えられる。

このたび、鈴鹿市は、男女共同参画を新しい社会システムを構築するための重要な理念としてとらえ、市民、事業者、他の市町村や三重県と協働して、男女共同参画社会の形成促進を図ることを決意し、ここに、鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることによって、市民、事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、その他団体をいう。

（基本目標）

第3条 男女共同参画を推進するための基本目標として、次の事項を設定する。

- (1) 性別により差別されることなく、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等を両立して行うことができるようにすること。

(5) 国際社会における男女共同参画の推進に協力し連携すること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条の基本目標（以下「基本目標」という。）をめざし、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本目標をめざし、男女が当該事業に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。

2 事業者は、男女が、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うことができる環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や調査に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、基本目標をめざし、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。

2 市は、あらゆる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、市民及び事業者と協力し、連携を図りながら男女共同参画の推進に努めなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に関し、国、三重県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに、積極的に働きかけるよう努めなければならない。

(禁止事項等)

第7条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とした差別的扱い

(2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。

(3) 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者（過去において配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者を含む。）に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動

2 市は、前項の行為及び性別による固定的役割分担意識を助長する行為等を防止するため、広報その他の必要な措置をとらなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第13条第1項の鈴鹿市男女共同参画審議会に意見を求める同時に、広く市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画に定める事項)

第9条 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 政策・方針決定過程における男女間の格差を改善するための必要な事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発及び広報等に関する必要な事項
- (3) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するための必要な事項
- (4) 教育の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
- (5) 労働の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
- (6) 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援に関する必要な事項
- (7) 男女共同参画施策に関する苦情及び相談に対応するための必要な事項
- (8) 男女共同参画の推進に関し、マスメディアとの連携を図る事項
- (9) 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究に関する必要な事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項

(積極的改善措置等必要な措置)

第10条 市は、積極的改善措置を推進しなければならない。

2 市は、事業者が積極的改善措置を講ずるための必要な情報提供及び支援を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、基本計画に基づく施策を実施するために必要な体制整備に努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(男女共同参画審議会)

第13条 市長は、鈴鹿市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関して意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が任命する委員10人以内で組織する。

5 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

7 審議会の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

鈴鹿市庁内委員会規則

(平成9年3月28日規則第8号)

(別表)

17 鈴鹿市男女共同参画推進本部

目的	本市における男女共同参画社会の形成に関し、必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図る
所掌事務	(1) 鈴鹿市男女共同参画基本計画の策定及び改定に関すること。 (2) 鈴鹿市男女共同参画実施計画の策定及び推進に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、必要な事項
定数	25人以内
事務局	地域振興部男女共同参画課

鈴鹿市男女共同参画推進本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）に定めるもののほか、鈴鹿市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進本部は、行政経営会議の構成員をもって充てる。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

3 推進本部の会議は、本部長が召集する。

4 会議の運営は、行政経営会議の例による。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときにその職務を代理する。

(男女共同参画推進本部幹事会)

第3条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に男女共同参画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、地域振興部長、防災危機管理課長、総合政策課長、総務課長、地域協働課長、文化振興課長、環境政策課長、子ども政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、土木総務課長、都市計画課長、教育総務課長、消防総務課長及び経営企画課長並びに地域振興部長が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、地域振興部長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集し、主宰する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6 幹事会は、おおむね次の事項を所掌する。

(1) 推進本部の付議事項及び指示事項に関する検討及び調整

(2) 前号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認める事項

(男女共同参画推進本部専門部会)

第4条 推進本部に男女共同参画推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、男女共同参画課長及び次に掲げる職員で組織し、市長が任命する。

- (1) 防災危機管理課 1名
- (2) 情報政策課 1名
- (3) 人事課 1名
- (4) 契約検査課 1名
- (5) 地域協働課 1名
- (6) 市民対話課 1名
- (7) 人権政策課 1名
- (8) 文化振興課 1名

(9) スポーツ課	1名
(10) 図書館	1名
(11) 健康福祉政策課	1名
(12) 保護課	1名
(13) 長寿社会課	1名
(14) 子ども政策課	1名
(15) 子ども育成課	1名
(16) 子ども家庭支援課	1名
(17) 健康づくり課	1名
(18) 産業政策課	1名
(19) 農林水産課	1名
(20) 農業委員会	1名
(21) 住宅政策課	1名
(22) 学校教育課	1名
(23) 教育指導課	1名
(24) 教育支援課	1名
(25) 中央消防署	1名
(26) 消防総務課	1名

- 3 専門部会に部会長を置き、男女共同参画課長をもって充てる。
 4 専門部会は、必要に応じ、組織の全部又は一部を部会長が召集し、主宰する。
 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
 6 専門部会は、おおむね次の事項を所掌する。
 (1) 男女共同参画社会の形成に関する具体的な施策の協議及び検討
 (2) 前号に掲げるもののほか、部会長が必要と認める事項

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、地域振興部男女共同参画課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月23日から施行する。

審議会等委員への女性の登用推進方策

(令和元年6月28日 鈴共第111号)

1 趣 旨

この方策は、鈴鹿市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる市政への女性の参画拡大を推進するため、審議会等委員への女性の登用に関して必要な事項を定める。

2 対 象

対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項及び、第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議（附属機関及び附属機関以外の会議の取扱いに関するガイドライン参照）とする。

3 目 標

審議会等に占める女性委員の割合は、鈴鹿市男女共同参画基本計画に掲げる、いずれの性も40%を下回らない男女比率を目標とし、その達成にむけ、積極的な登用に努めるものとする。

4 女性委員登用の推進方策

積極的改善措置の考え方から、所管する審議会等委員の選任の際は、次に掲げる方策等により、女性の積極的な登用を図るものとする。

- (1) 委員の選出を関係団体へ依頼する場合は、本方策の趣旨を伝える。
- (2) 専門分野に女性がいない場合は、専門分野を広義に捉えるとともに、肩書や職種にこだわらず女性の登用機会を広げること。
- (3) 法令等の規定により職種が限定されているもの以外については、肩書や職種にこだわらず女性の登用機会を広げること。
- (4) 団体推薦の委員については、当該団体の長等の職にある者や役員に限定せず、当該団体の構成員の中から適任とされる女性を推薦するよう関係団体に依頼すること。
- (5) 市政運営への住民参画機会の拡大を推進するために公募制を積極的に導入するとともに、公募委員の選任に当たっては2分の1が女性委員となるよう努めること。
- (6) 市の職員が委員となる場合については、その数が最少となるように見直し、その枠を適任とされる女性に充てるよう努めること。

5 情報収集及び整備

男女共同参画課長は、各分野の女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストの整備に努めるものとする。

6 事前協議、報告、決定等

- (1) 附属機関の委員を委嘱する場合は、事前に（委嘱手続きをするまでに）審議会等委員への女性の登用推進に関する事前協議書（別記様式1。以下「事前協議書」という。）により、男女共同参画課長と協議した上で、鈴鹿市男女共同参画推進本部長（市長）へ届出なければならない。
- (2) 附属機関の委員の決定に当たっては、起案文書に審議会等委員への女性登用推進に関する事前協議結果の通知（承認済みのもの）を添付し、人事課長（教育委員会については教育総務課長）及び男女共同参画課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。
- (3) 地方自治法180条の5に規定する執行機関及び附属機関以外の会議については、事前協議の対象とはせず、委員決定後に男女共同参画課へ審議会等委員への女性の登用推進に関する報告書（別記様式2）を提出するものとする。

7 関係団体への要請

男女共同参画課長は、必要に応じて、団体推薦の対象としている関係団体に対し、女性委員の積極的登用について要請するものとする。

8 登用状況の公表

男女共同参画課長は、毎年度、本方策の対象となる各審議会等における女性委員の登用状況について男女共同参画推進本部会議に報告するとともに、市民に公表するものとする。

鈴鹿市職員男女共同参画推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員男女共同参画推進員を設置することにより、男女共同参画推進のための意識を各所属に浸透させ、もって男女共同参画社会形成の促進を図ることを目的とする。

(職員男女共同参画推進員)

第2条 職員男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる者を各所属（鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）第4条に規定する地区市民センター及び鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条に規定する課並びに別表に定める所属をいう。）から1名ずつ選出し、市長が任命する。

- (1) 原則として副主幹の職にある者
- (2) 前号の該当がない場合は、これに相当する職にある者

(推進員の役割)

第3条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
- (2) 市施策への男女共同参画の視点の積極的な導入に関すること。
- (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。

(研修会の開催等)

第4条 推進員制度の円滑な運用を図るため、推進員に対し研修会の開催、情報の提供等を行う。

(庶務)

第5条 推進員に関する庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。
(但し平成31年4月1日より適用)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表

部局	所属
上下水道局	経営企画課
	経理課
	営業課
	水道工務課
	下水道工務課
	水道施設課
教育委員会事務局	教育総務課
	教育政策課
	学校教育課
	教育指導課
	教育支援課
消防本部	消防総務課
	消防課
	予防課
	情報指令課
	中央消防署
	南消防署
	北分署
	西分署
	東分署
	鈴峰分署
その他	天名分署
	会計課
	議事課
	選挙管理委員会事務局
	監査委員事務局
	農業委員会事務局

鈴鹿市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

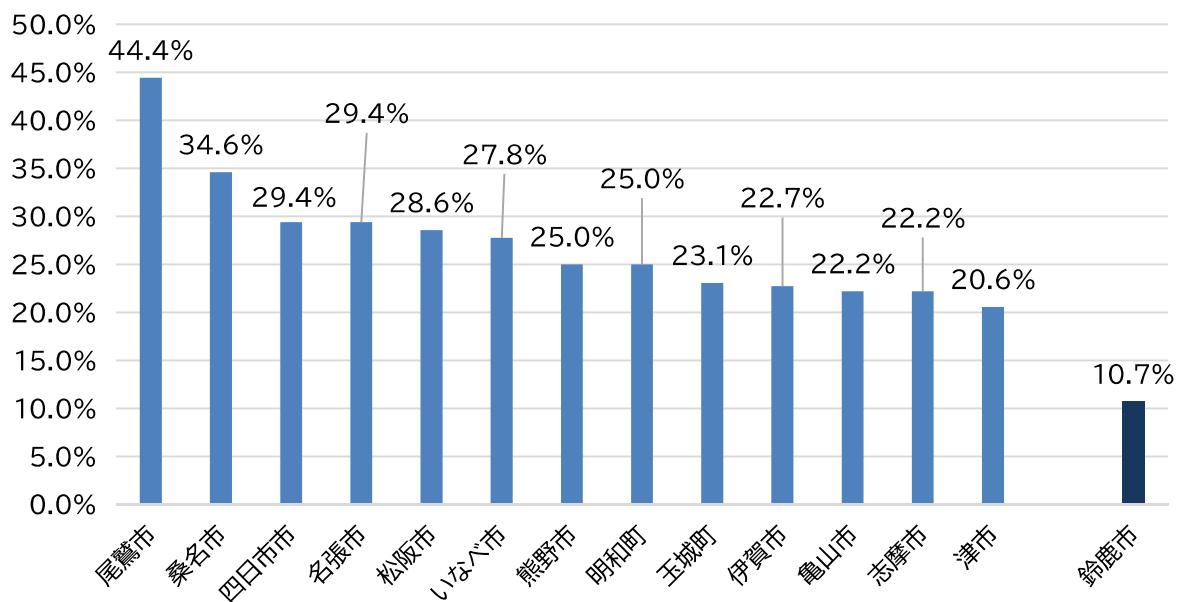
任期：2023（令和5）年4月1日～2025（令和7）年3月31日

委員氏名	所属等	備考
秋葉 美香	公募委員	
市川 春美	鈴鹿市人権擁護委員	
内納 洋幸	鈴鹿市自治会連合会副会長	R5. 6. 1～
岡本 綾	行政書士	
蕪竹 理江	鈴鹿商工会議所(株式会社 宝輪)	
長谷川 玲子	有識者	
藤原 芳朗	鈴鹿医療科学大学教授	会長
松本 周一	本田技研工業株式会社鈴鹿製作所 生産業務部 総務課長	

三重県内における女性の登用状況

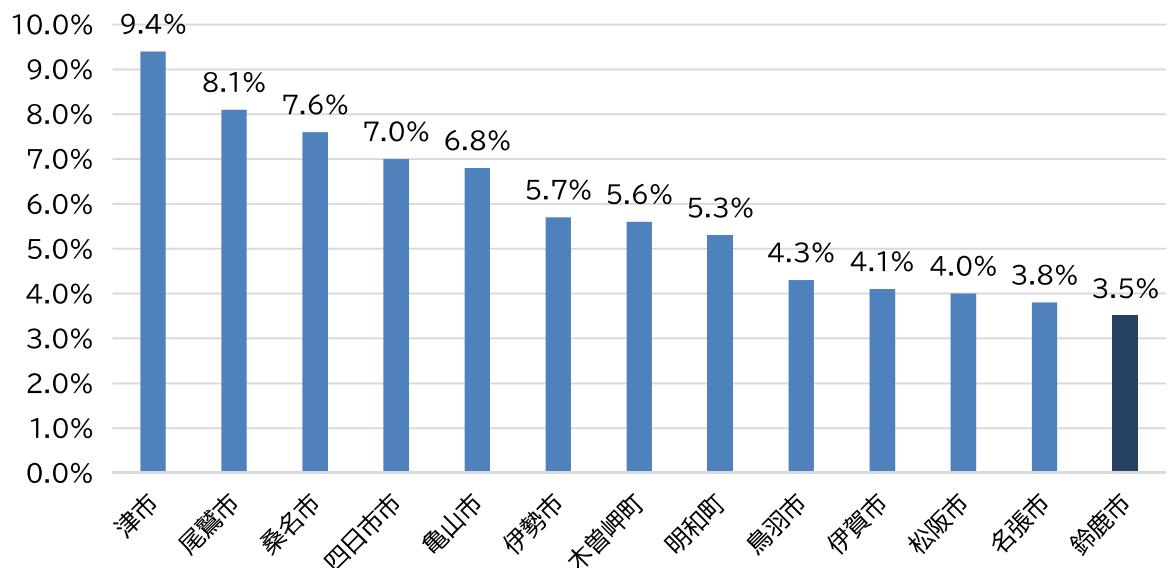
(議会議員・市町における自治会長) ※上位 13 市町を掲載

三重県内における女性の登用状況(議会議員)



令和5年度統一地方選挙後 各市町議会議員数（独自調査）／令和5年8月31日現在

三重県内における女性の登用状況(市町における自治会長)



令和4年度版 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課発行／令和4年4月1日現在

男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

調査対象者の属性

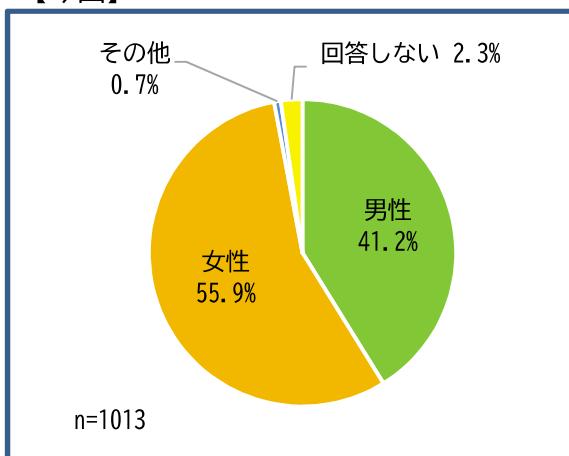
■調査のあらまし

調査の目的	次期男女共同参画基本計画を社会情勢の変化に対応した新しい計画とするための貴重な資料として活用する。
調査の対象	市内に居住する満18歳以上の市民3,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	2022（令和4）年11月2日～12月16日
有効回答数	1,013件、回収率33.8%

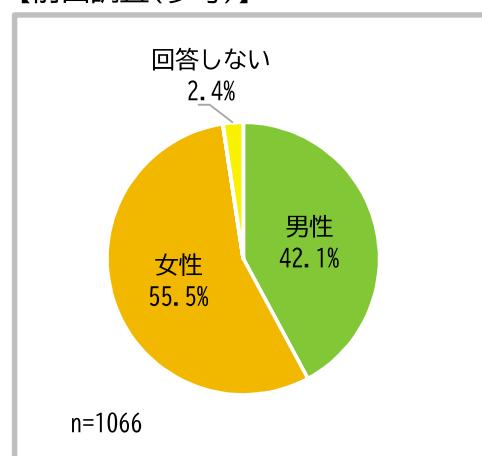
※本報告書に記載の「前回調査」とは、「2018（平成30）年度」に実施した調査を指します。

■性別

【今回】

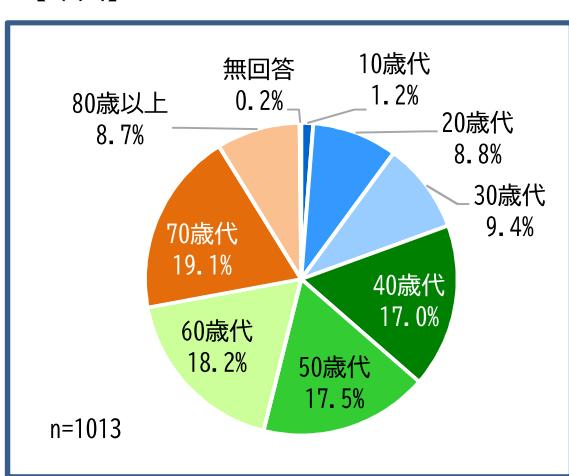


【前回調査(参考)】

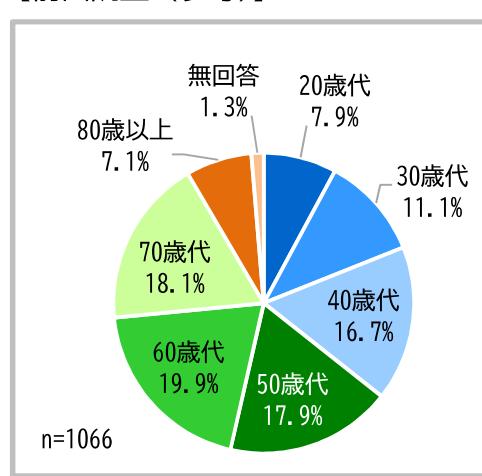


■年齢

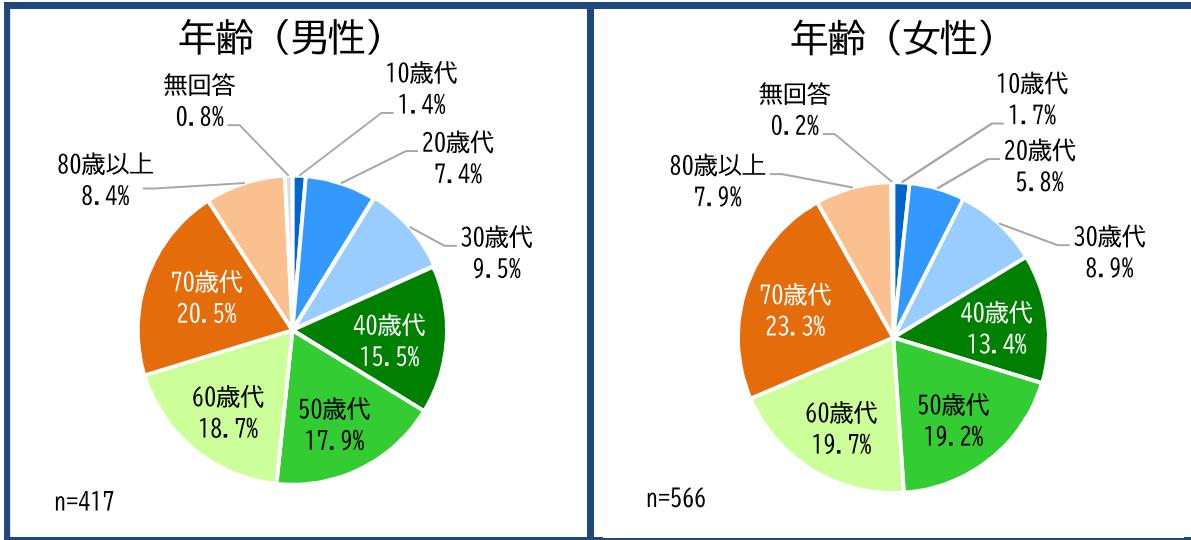
【今回】



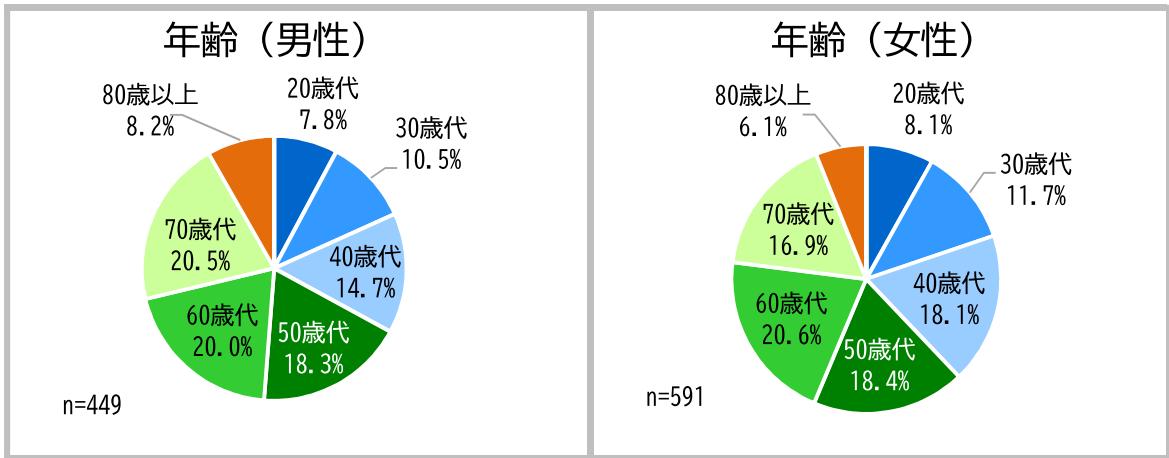
【前回調査(参考)】



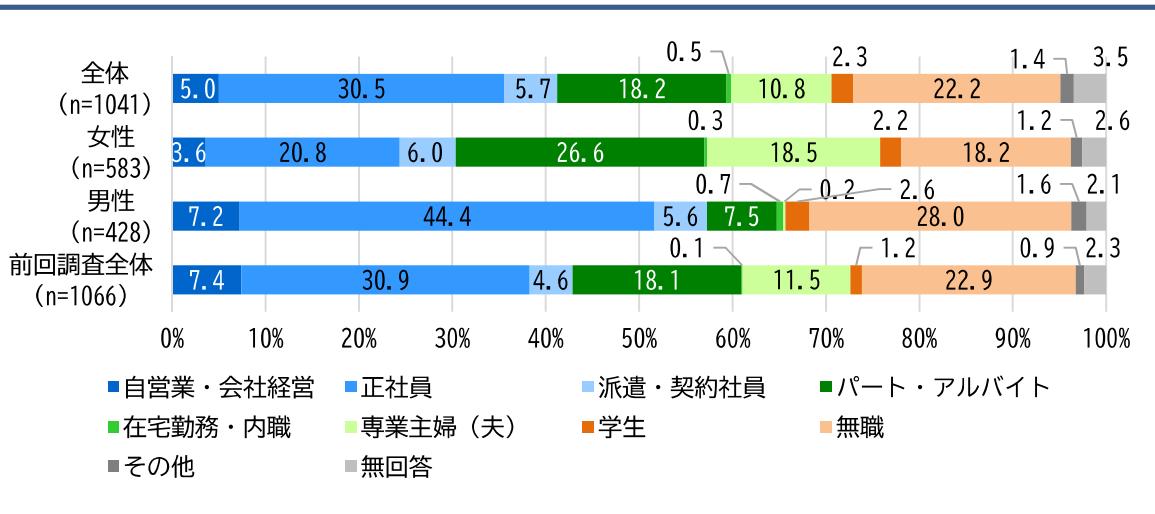
【今回】



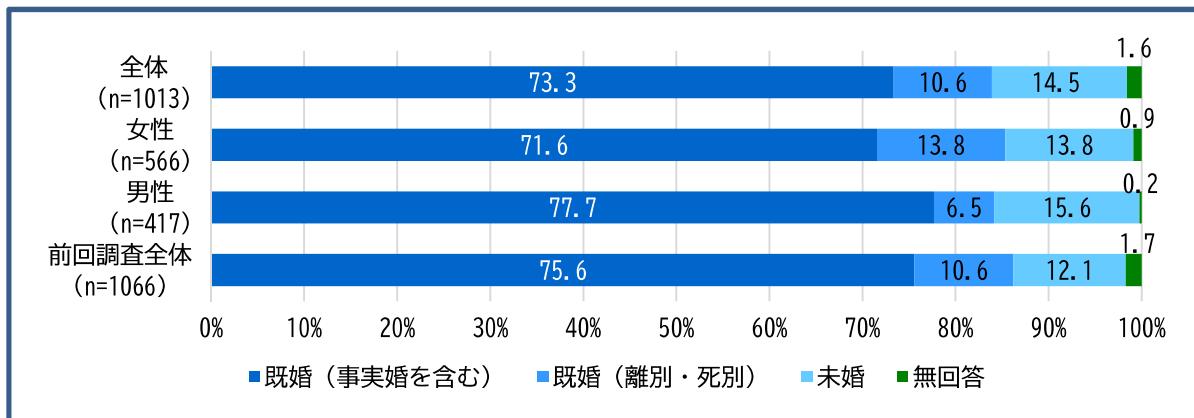
【前回調査 (参考)】



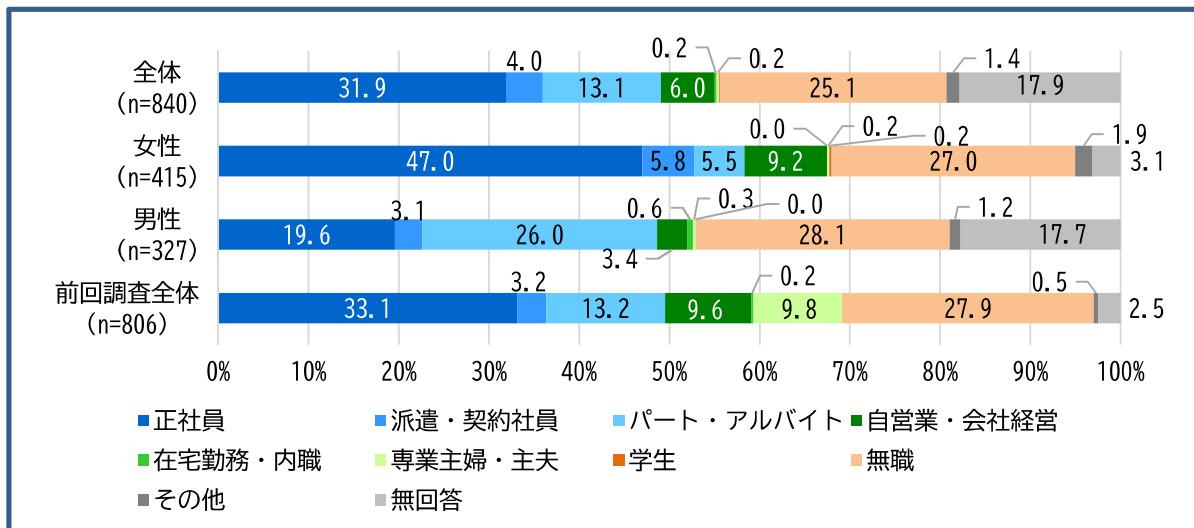
■職業



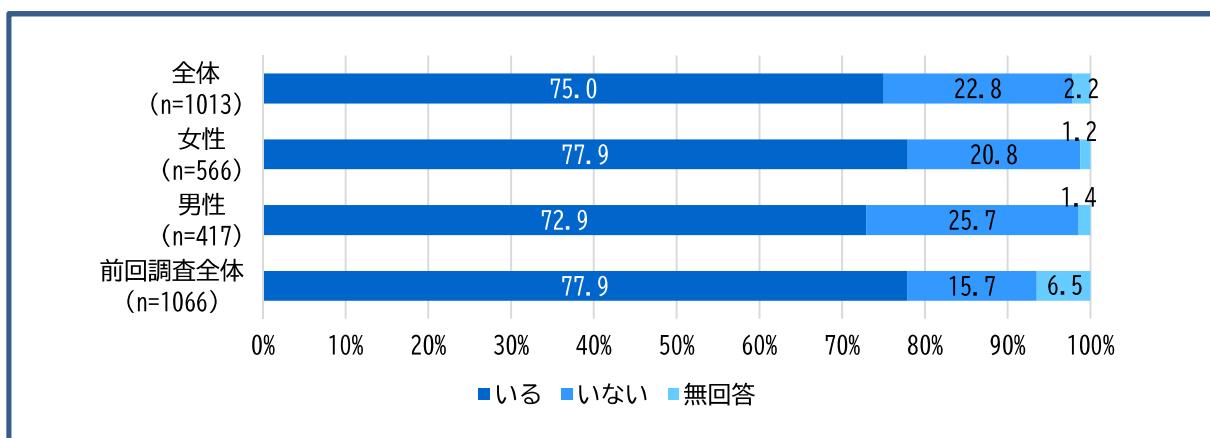
■結婚について



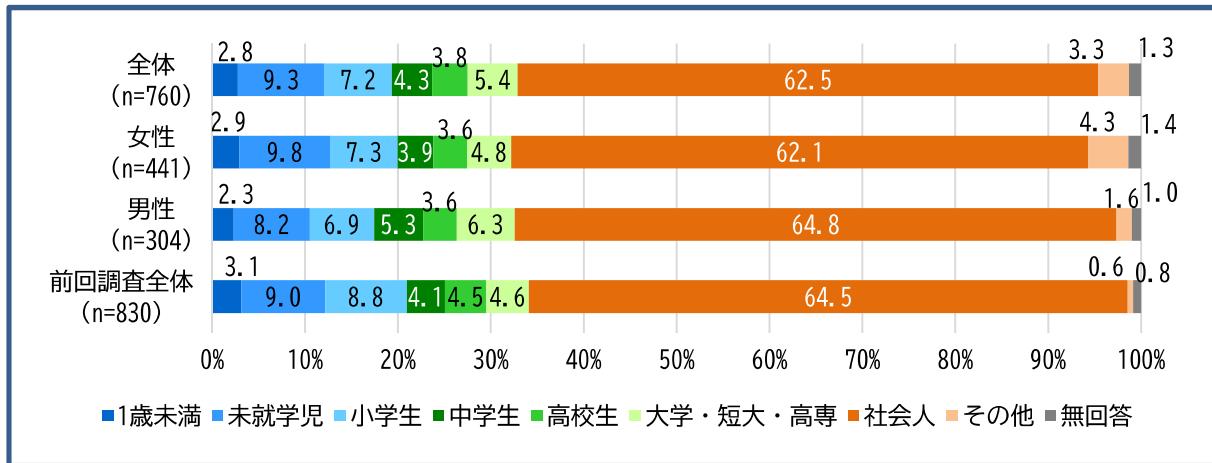
■配偶者の職業



■子どもについて



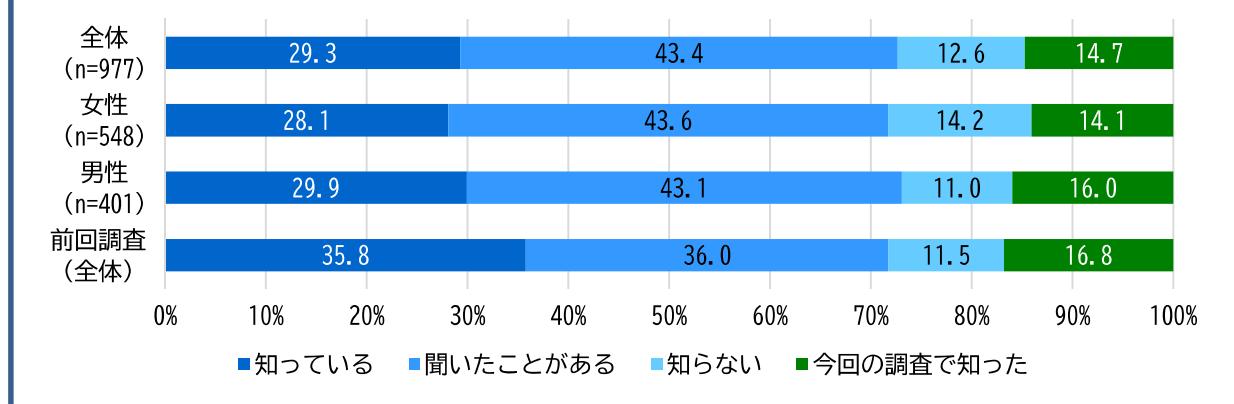
■一番下の子の年頃



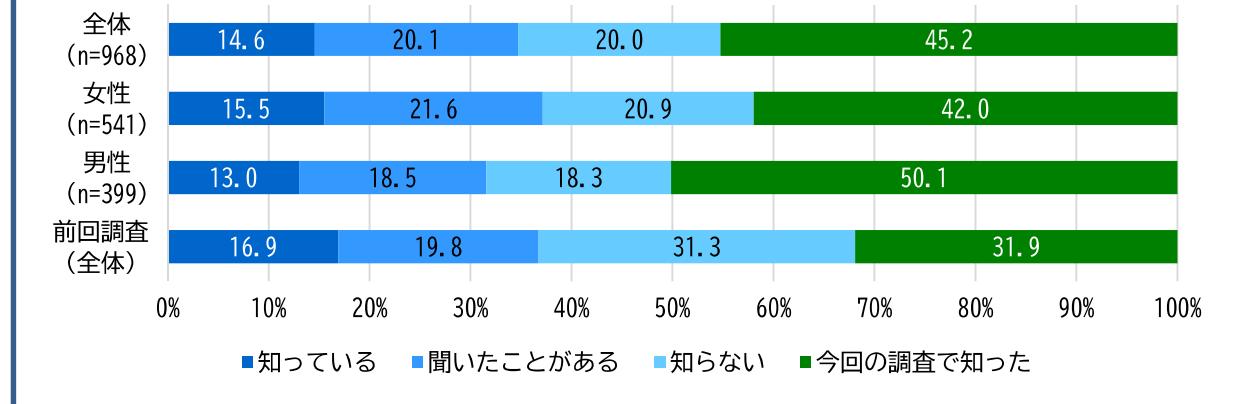
1 男女平等意識について

問1 あなたは次の言葉を知っていますか。それぞれ1つ選んで○をつけてください。

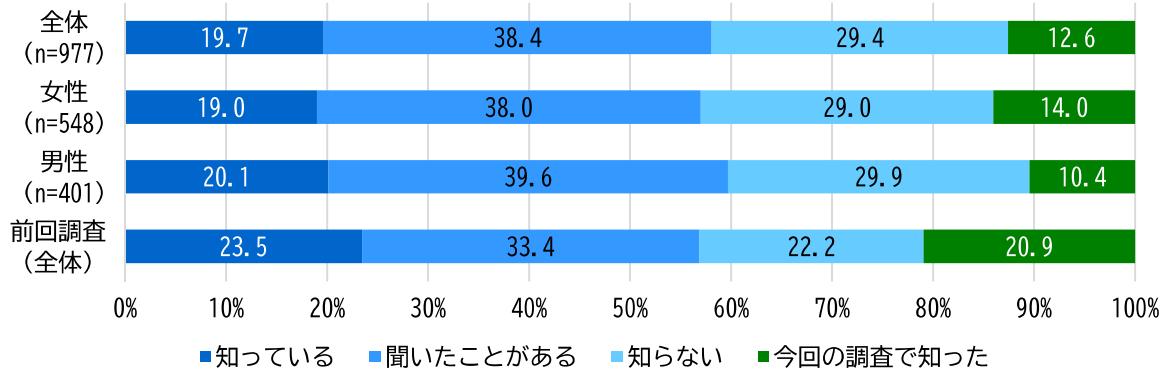
「男女共同参画」



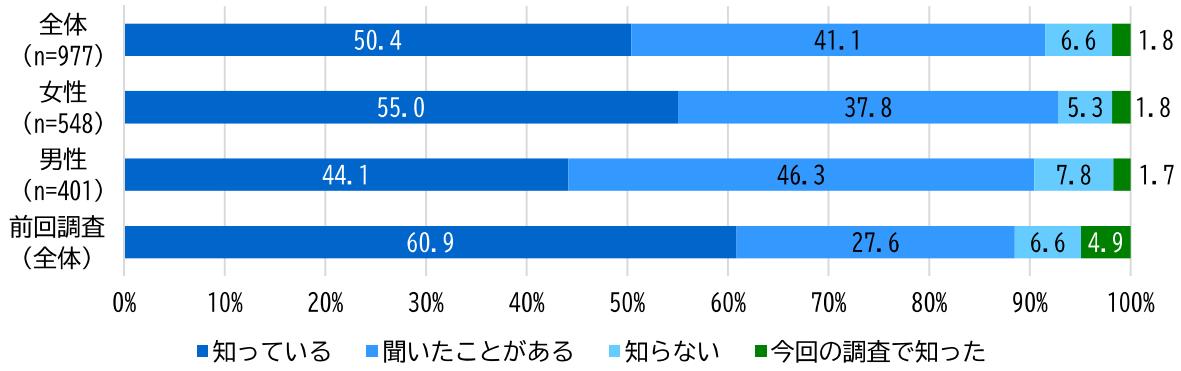
「固定的性別役割分担」



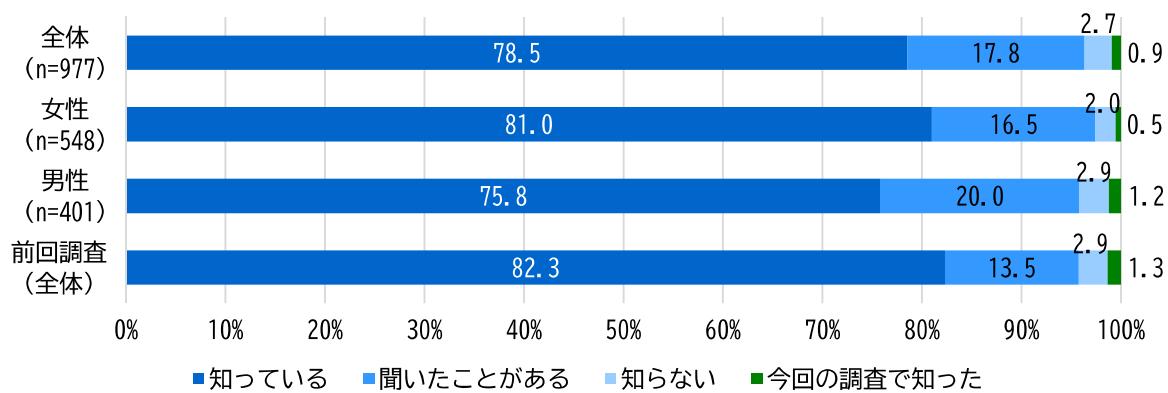
「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」



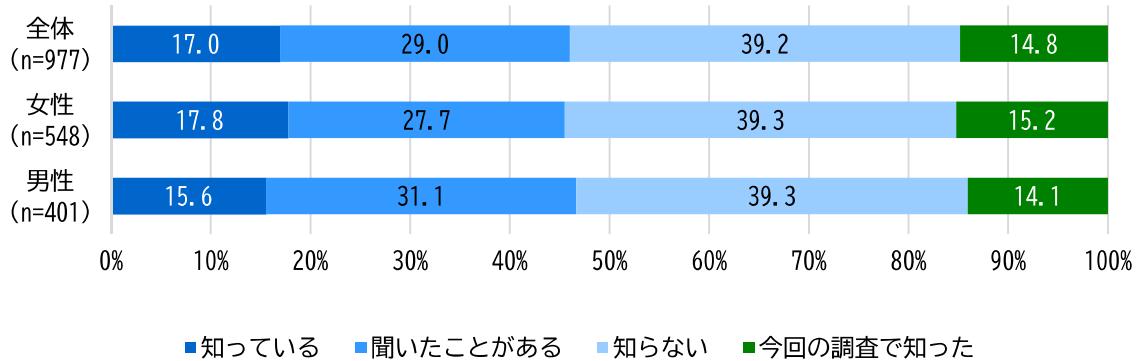
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」



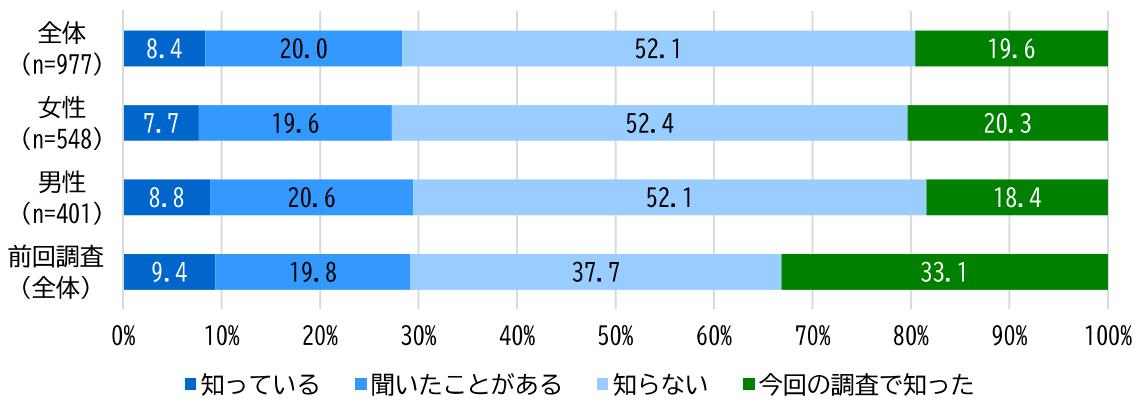
「セクシュアル・ハラスメント」



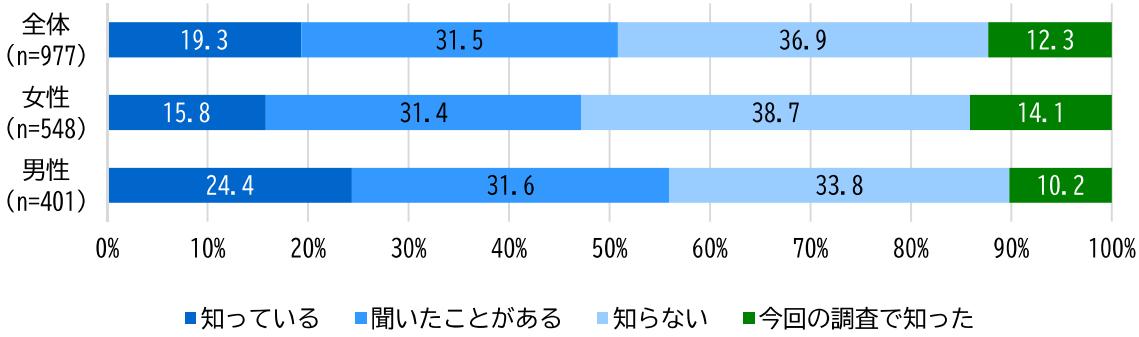
「ジェンダー・ギャップ指数」



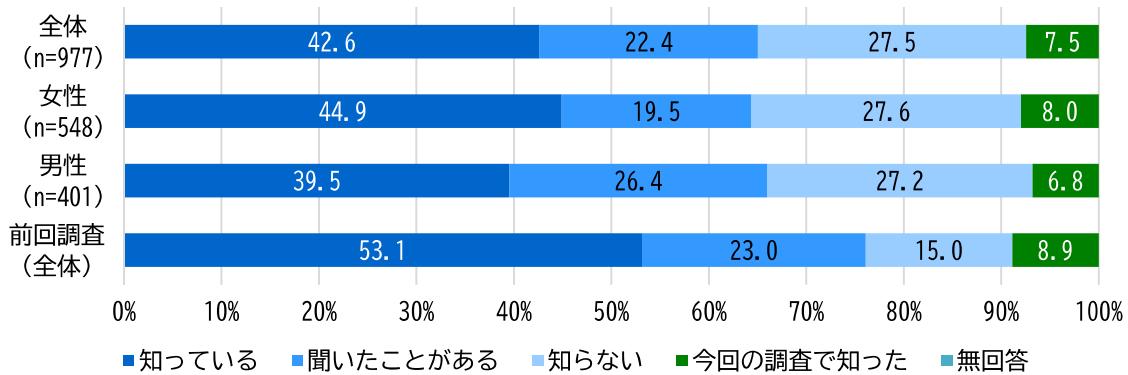
「ポジティブ・アクション（積極的改善処置）」



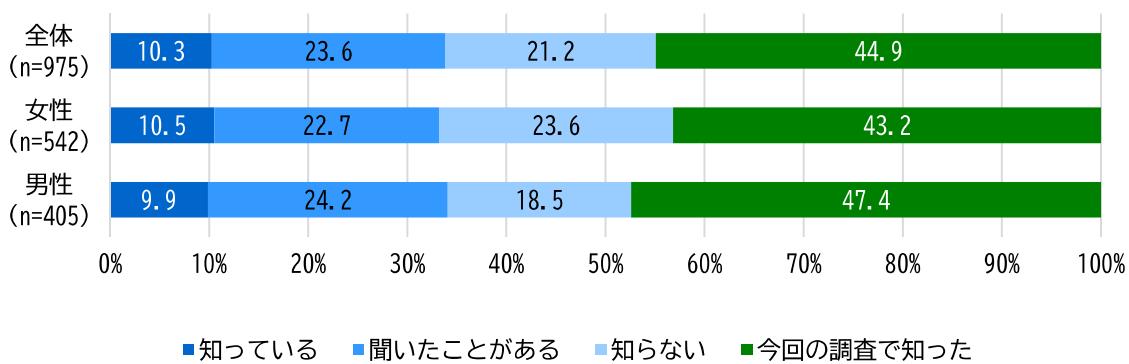
「ダイバーシティ社会」



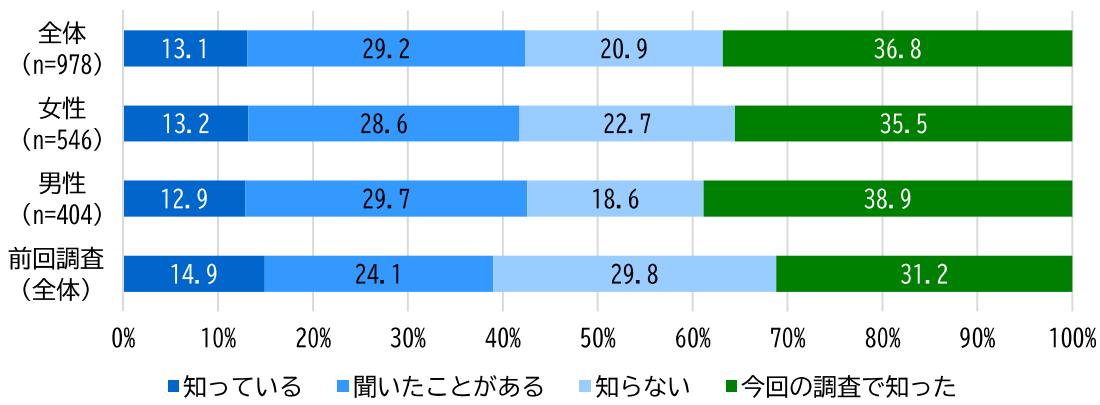
「LGBTQ」



「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

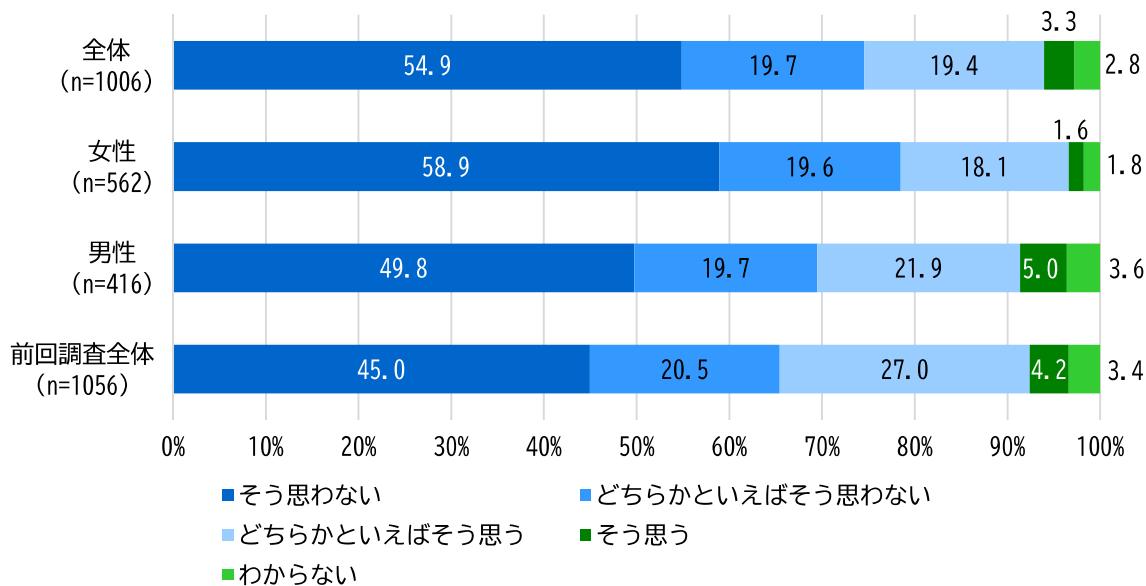


「男女共同参画都市宣言（鈴鹿市）」



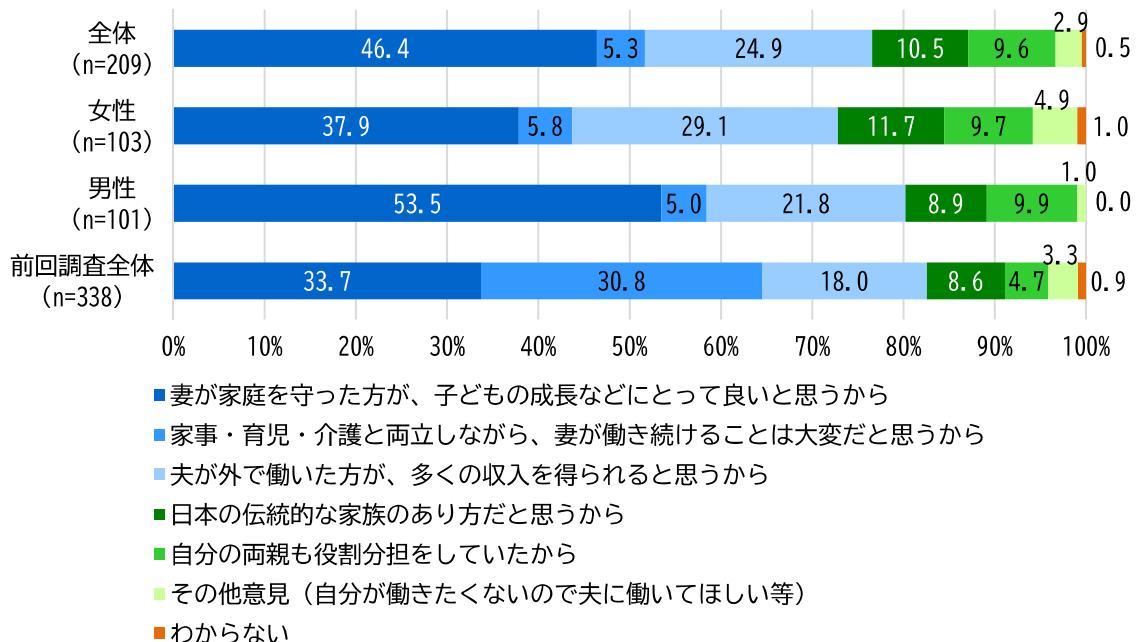
問2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。次の中から1つ選んで○印をつけてください。

「夫は外で働き妻は家庭を守る」という考え方についてどう思うか



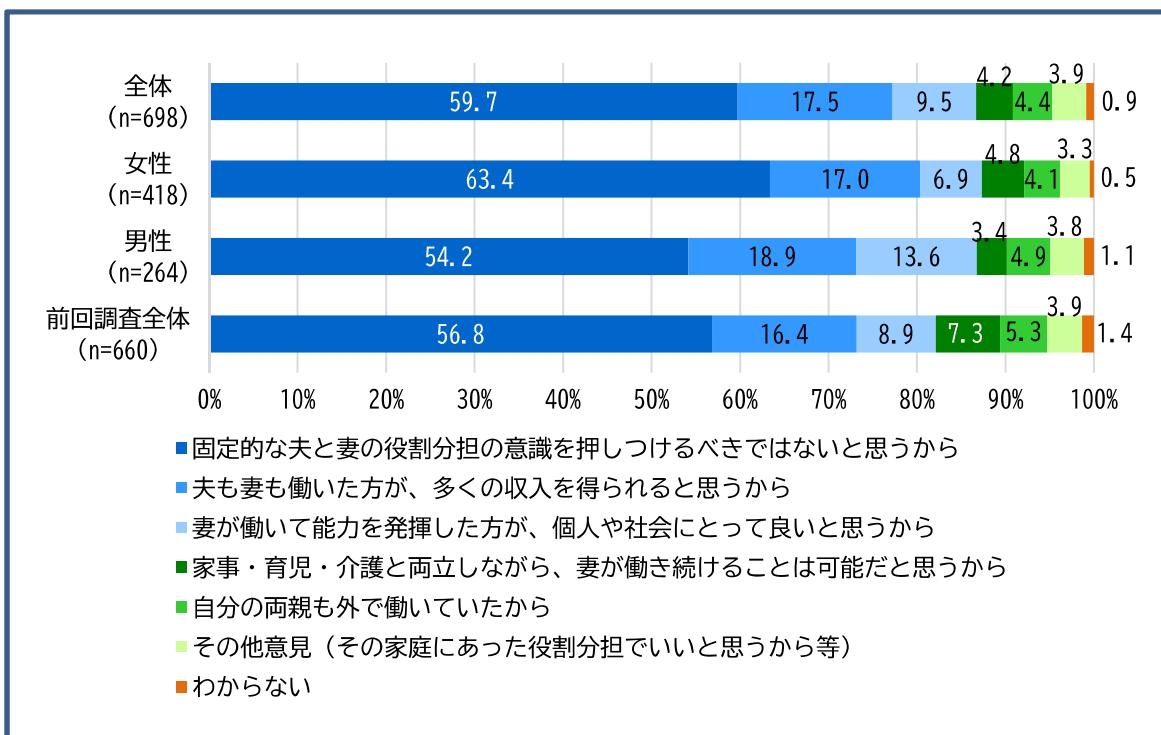
(問2で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた方にお聞きします。)

問2-2 それはなぜですか。次の中から1つ選んで○をつけてください。

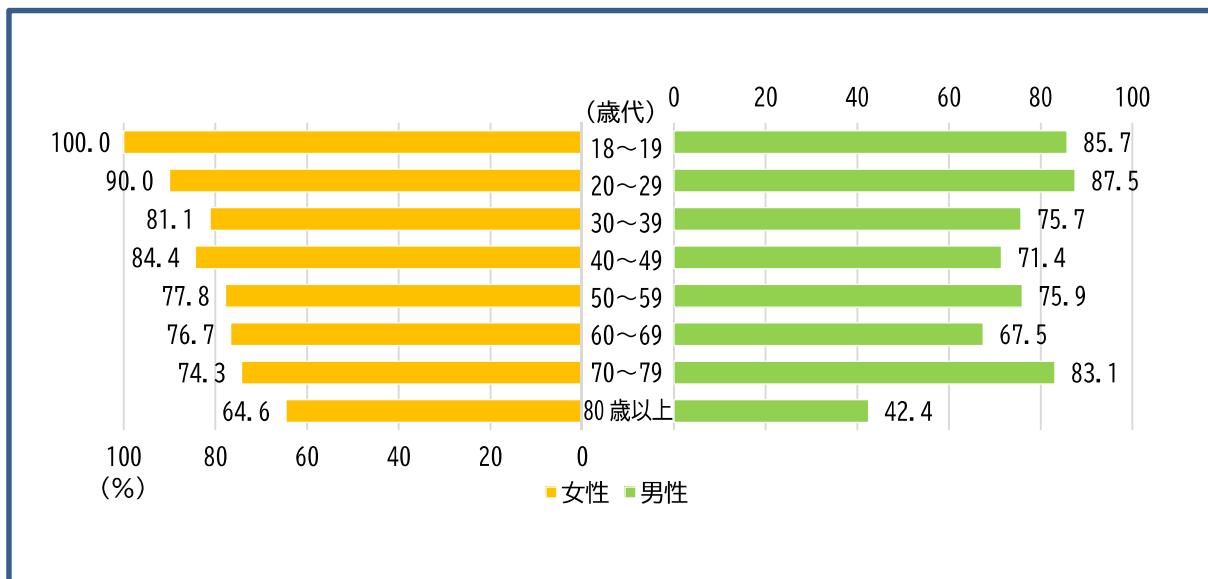


(問2で「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた方にお聞きします。)

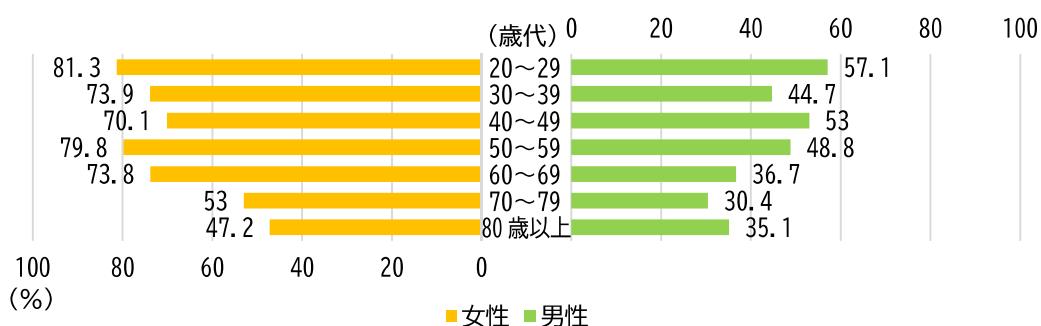
問2-3 それはなぜですか。次の中から1つ選んで○をつけてください。



【性別・年代別表】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」の和。

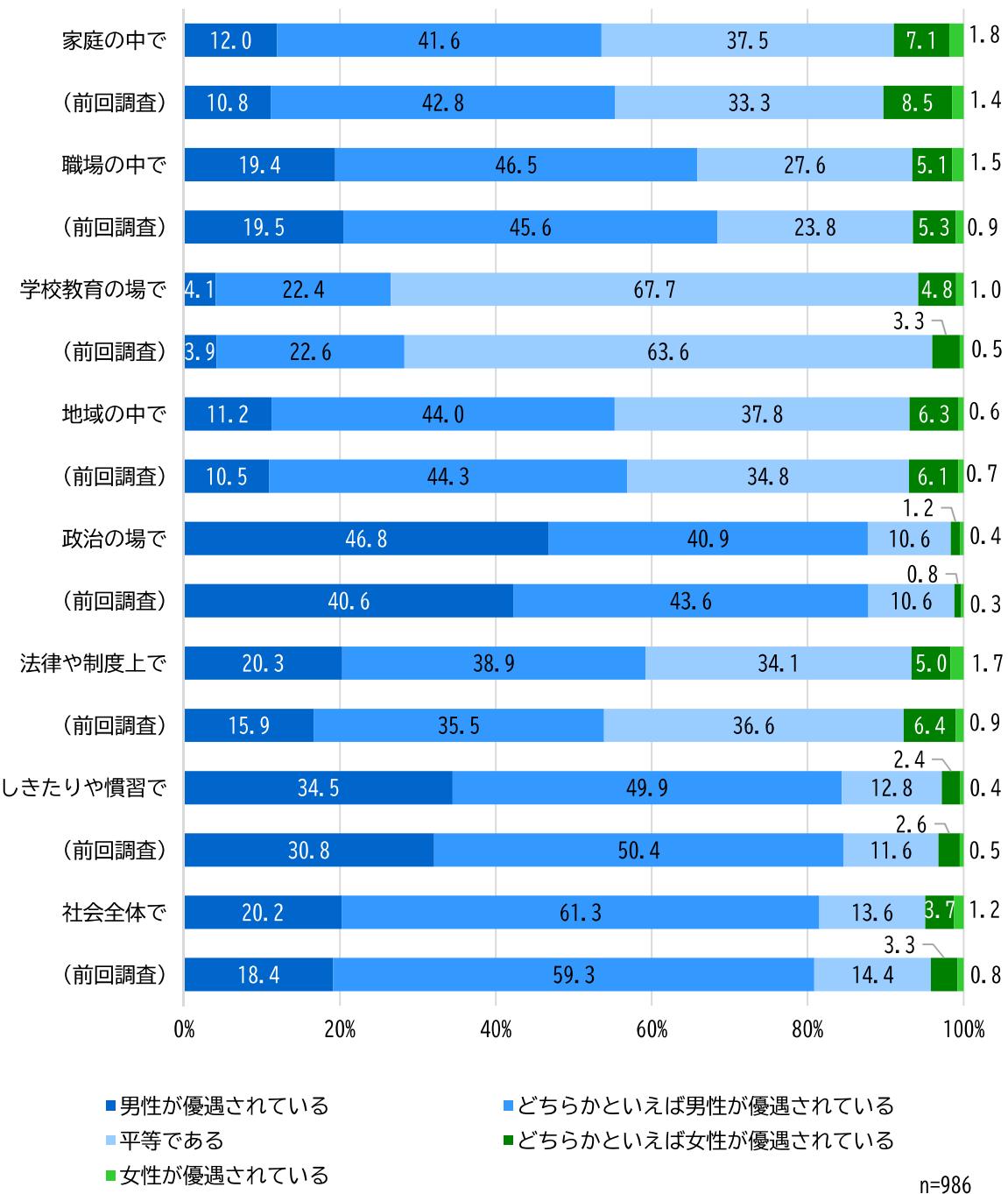


(前回調査) 【性別・年代別表】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」の和

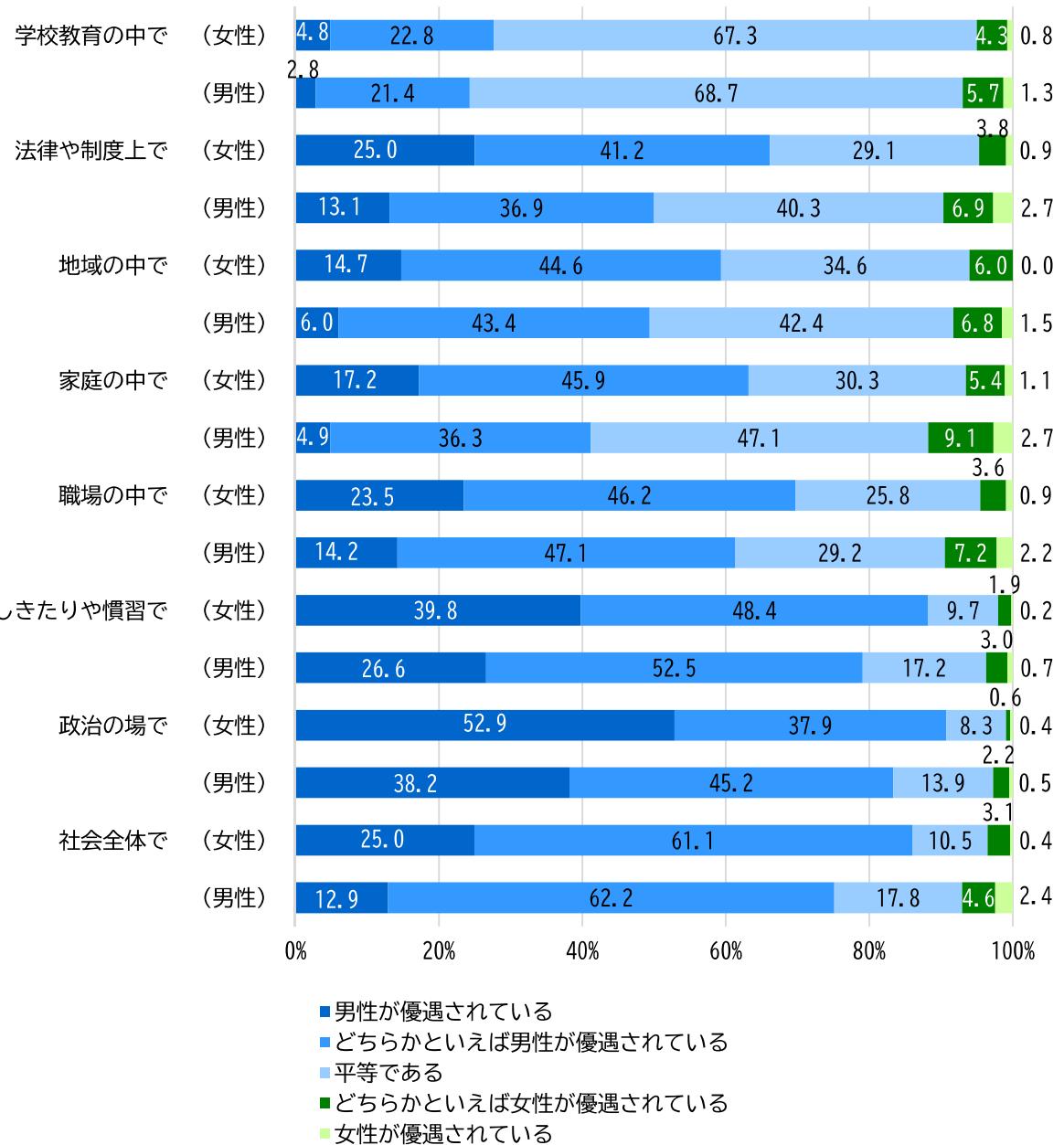


問3 次にあげる各分野において男女の地位が平等になっていると思いますか。
それぞれ1つ選んで○をつけてください。

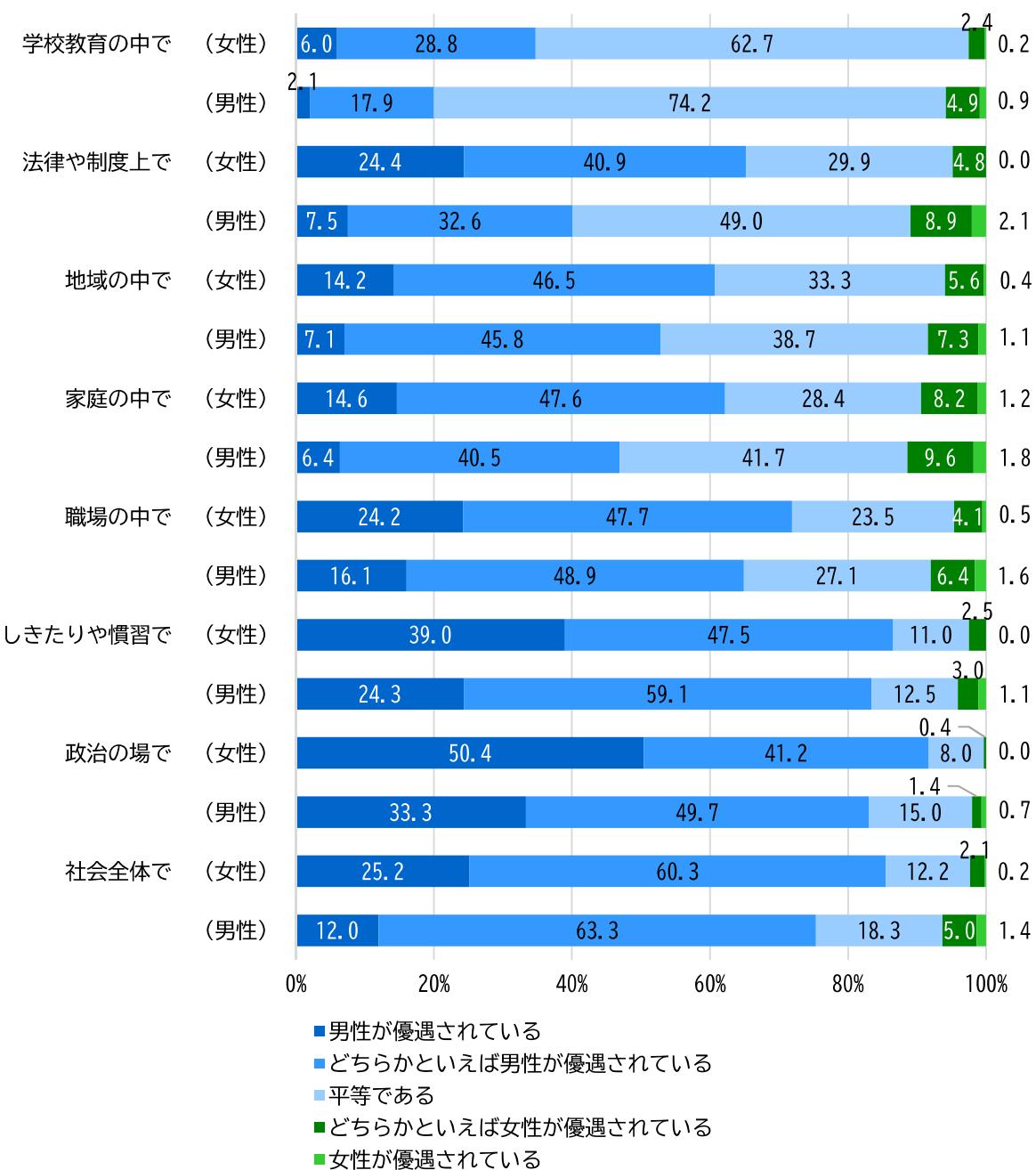
各分野において男女が平等になっていると思うか（全体）



各分野において男女が平等になっていると思うか（男女別）



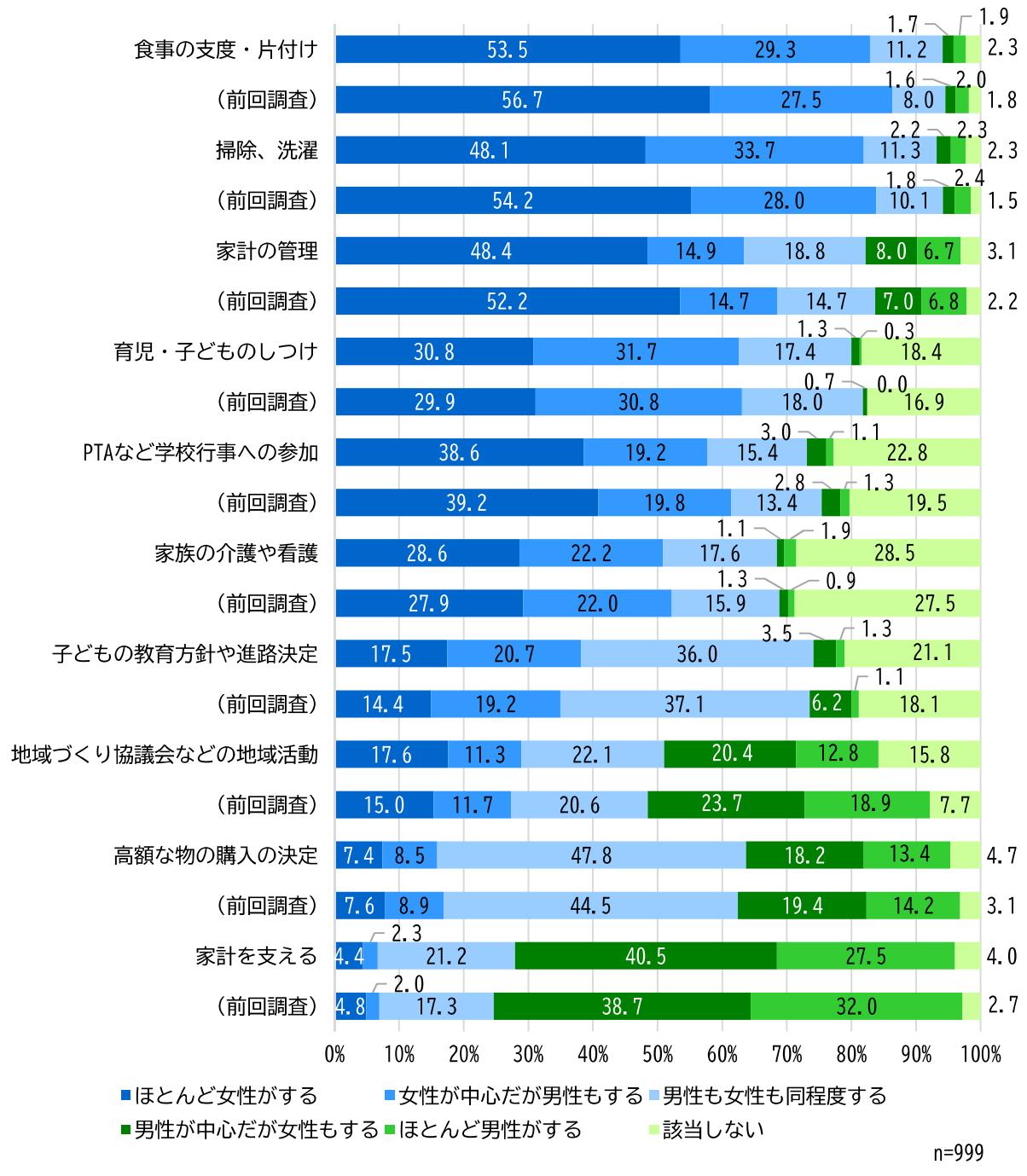
前回調査（男女別）



2 家庭生活について

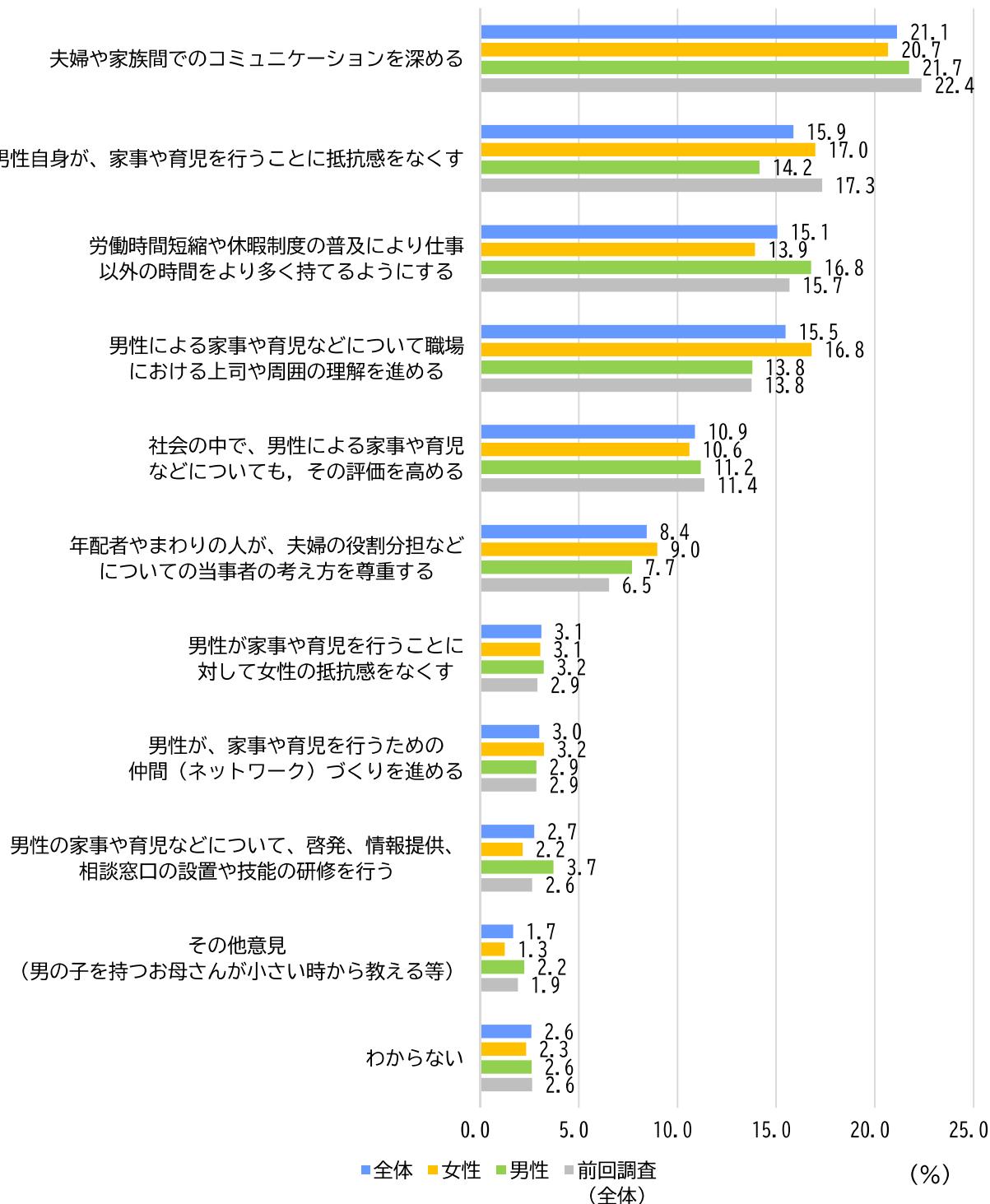
問4 次の事柄について、あなたの家庭では主にどなたがしていますか。それぞれ1つ選んで○をつけてください。

家庭での男女の役割分担

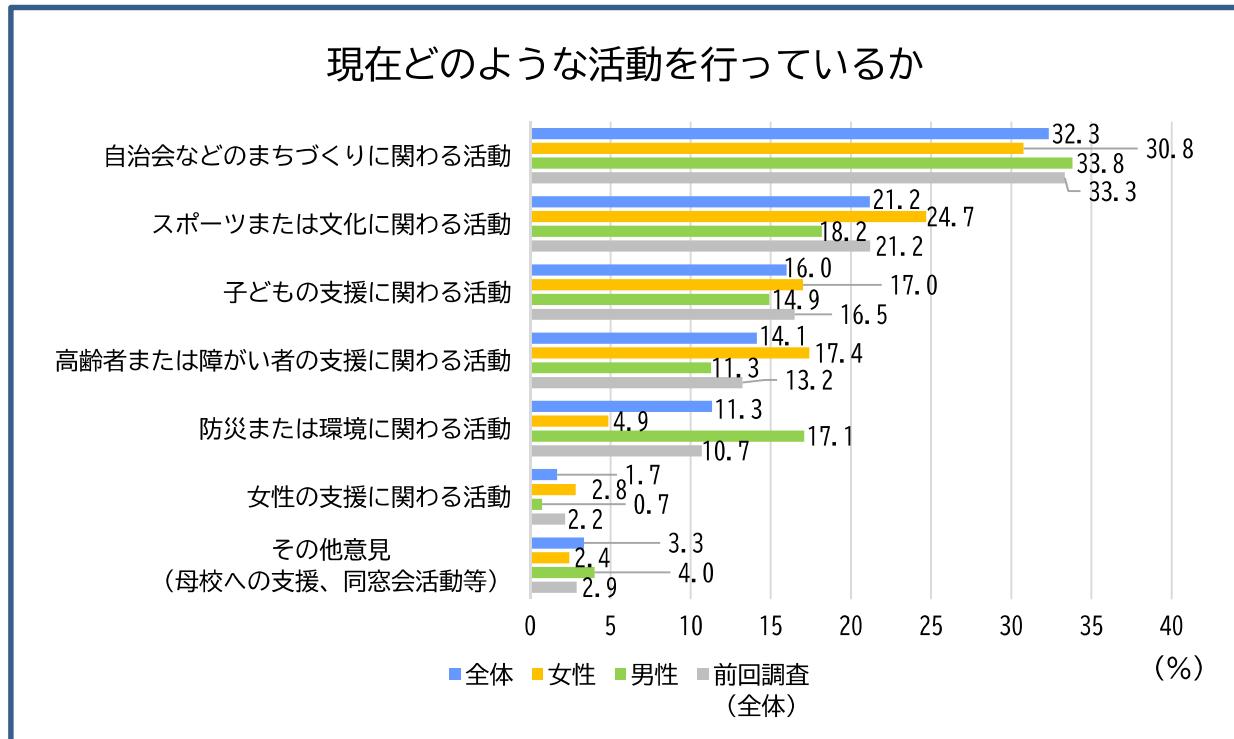


問5 男性が家事や育児に積極的に関わるようにするためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。

男性が家事や育児に積極的に関わるために必要なこと

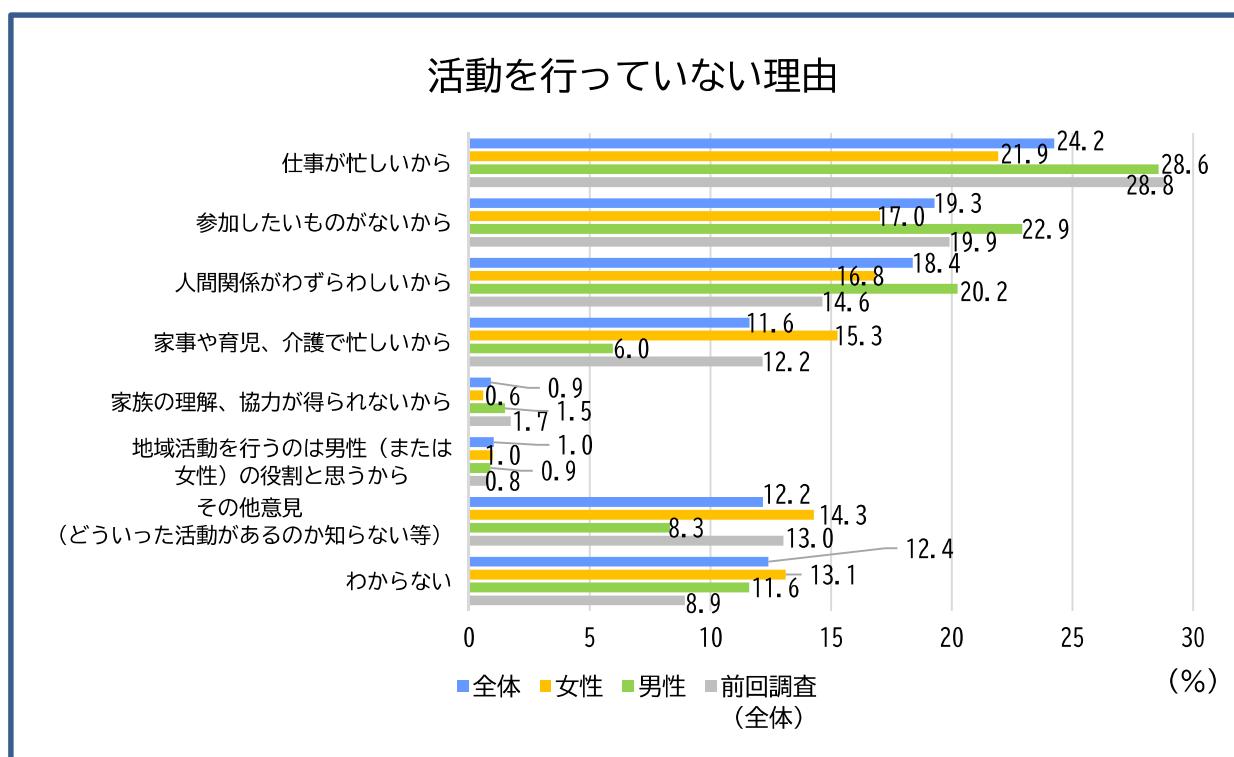


問6 あなたは現在、次のような活動を行っていますか。あてはまるものを全て選んで○をつけてください。



(問6で、「特に活動していない」と答えた方にお聞きします。)

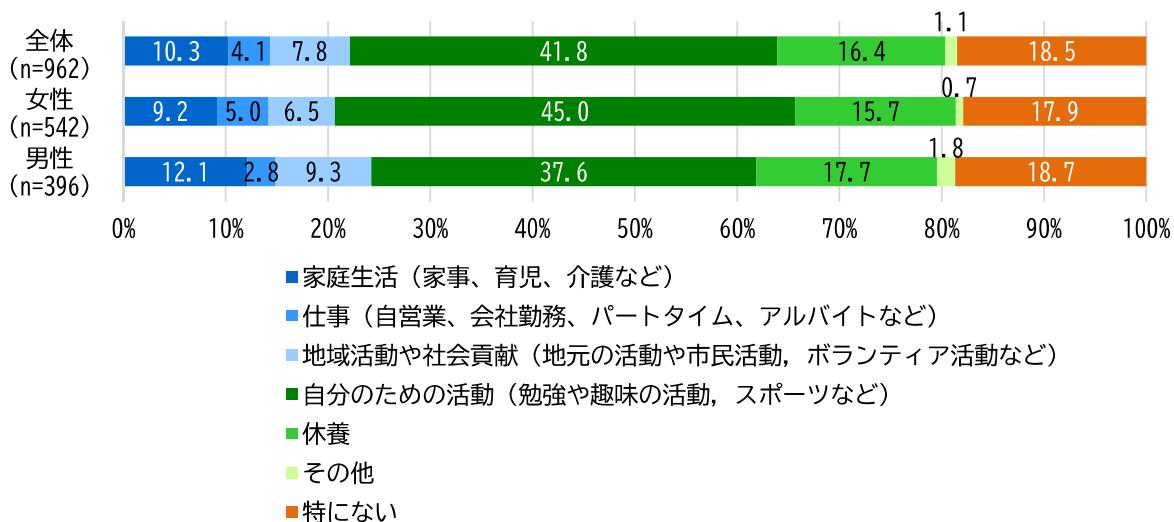
問6-2 それはなぜですか。次の中から1つ選んで○をつけてください。



3 就労・職業について

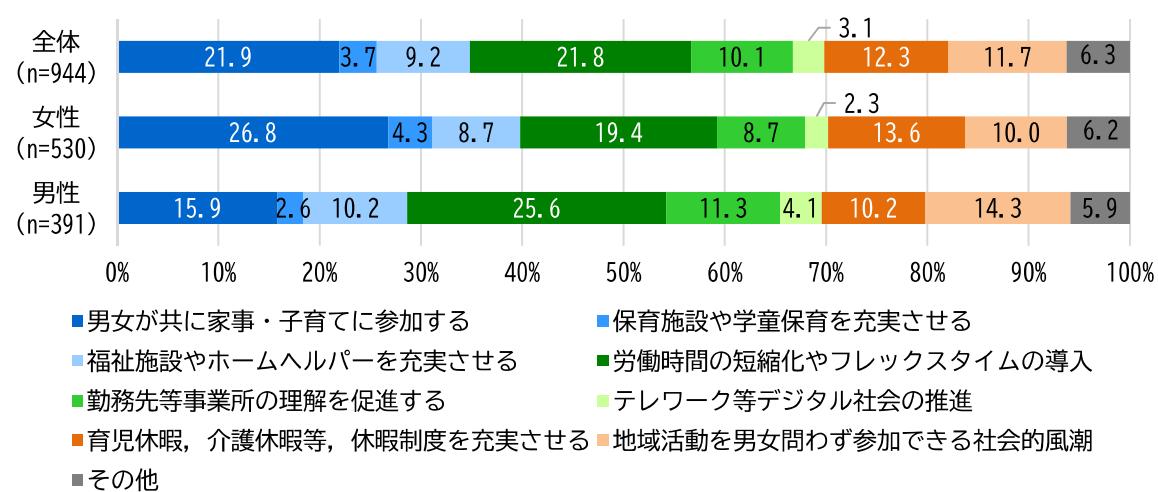
問7 あなたは、生活の中でどの活動の時間が不足している又はさらに充実させたい、と感じていますか。次の中から1つ選んでください。

不足又はさらに充実させたい活動時間

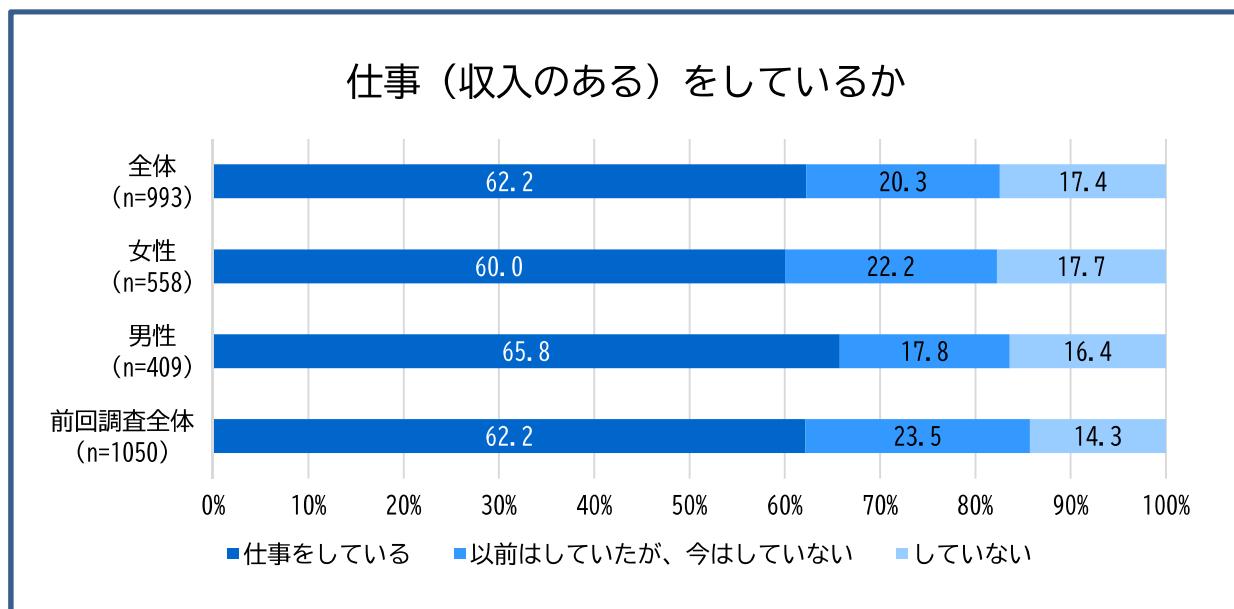


問7-2 ワークライフバランスを実現するために最も必要だと感じるものは何ですか。次の中から1つ選んでください。

ワークライフバランスを実現するために
最も必要だと感じるもの



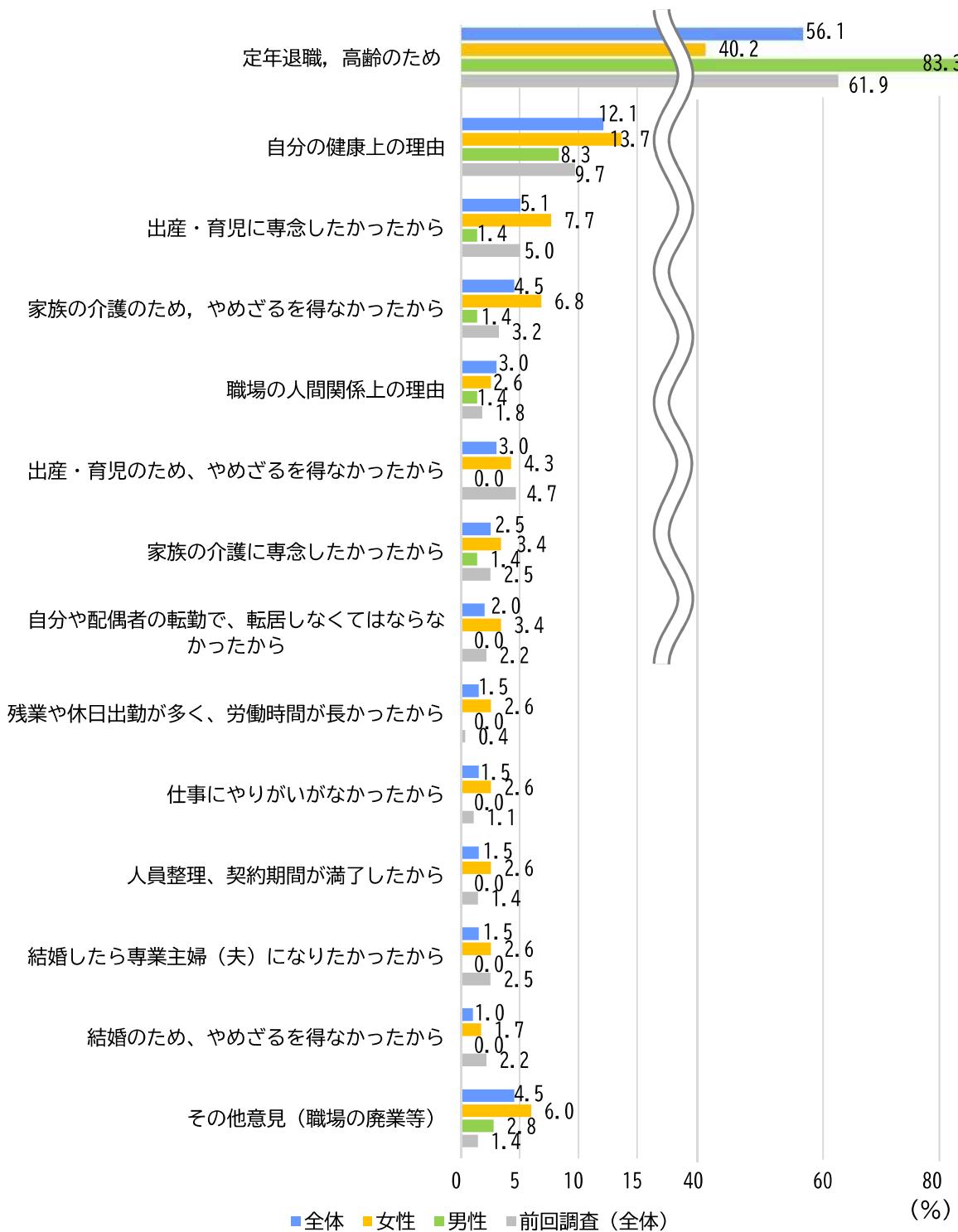
問8 あなたは現在、収入のある仕事をしていますか。（産休、育児休業、介護休業中のの方は「1仕事をしている」になります。）



(問8で、「以前はしていたが、今はしていない」と答えた方にお聞きします。)

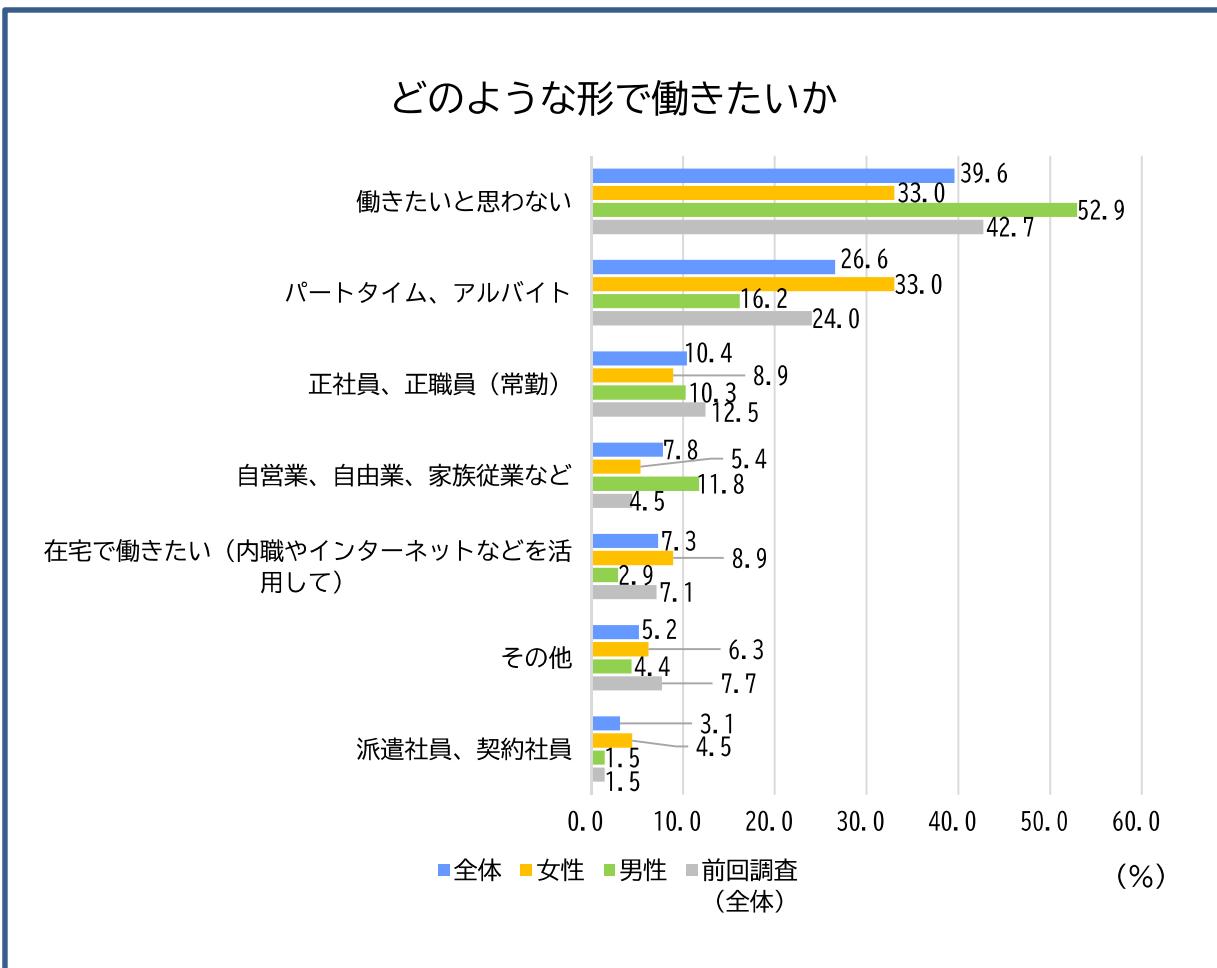
問8-2 あなたが仕事をやめた主な理由はなんですか。次の中から1つ選んでください。

仕事をやめた主な理由



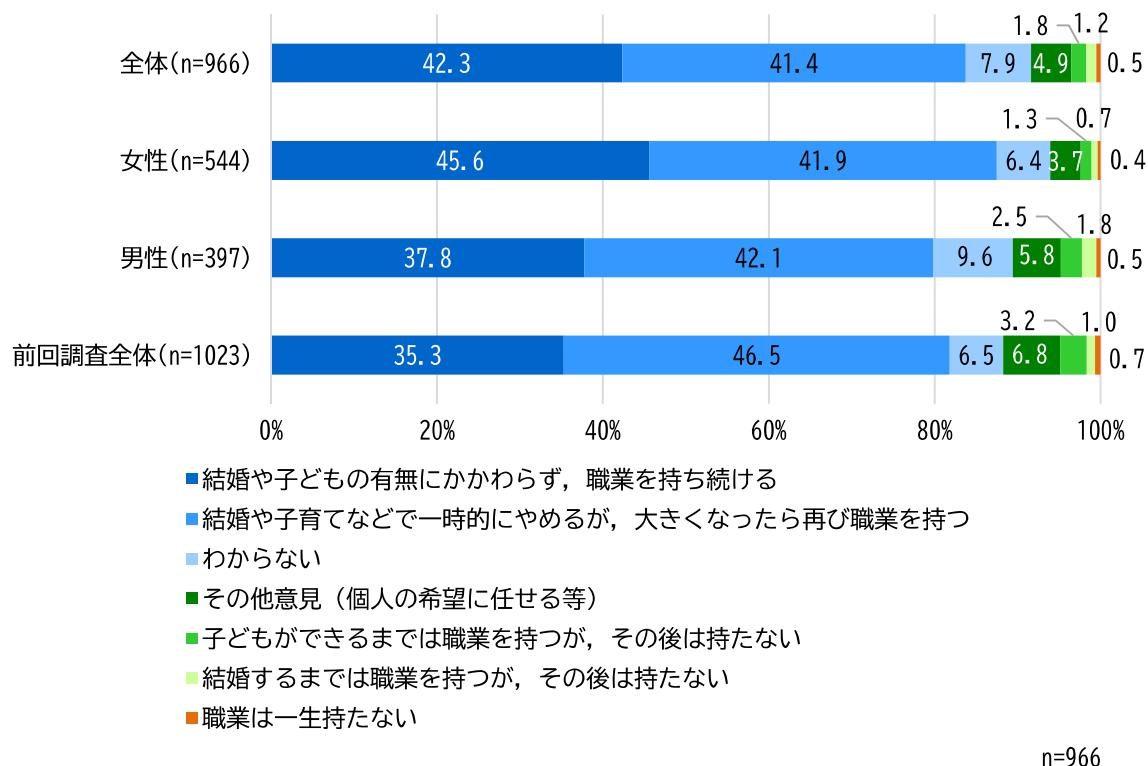
(問8で、「以前はしていたが、今はしていない」「していない」と答えた方にお聞きします。)

問8-3 今後、働くとすると、どのような形で働きたいですか。次の中から1つ選んで○をつけてください。

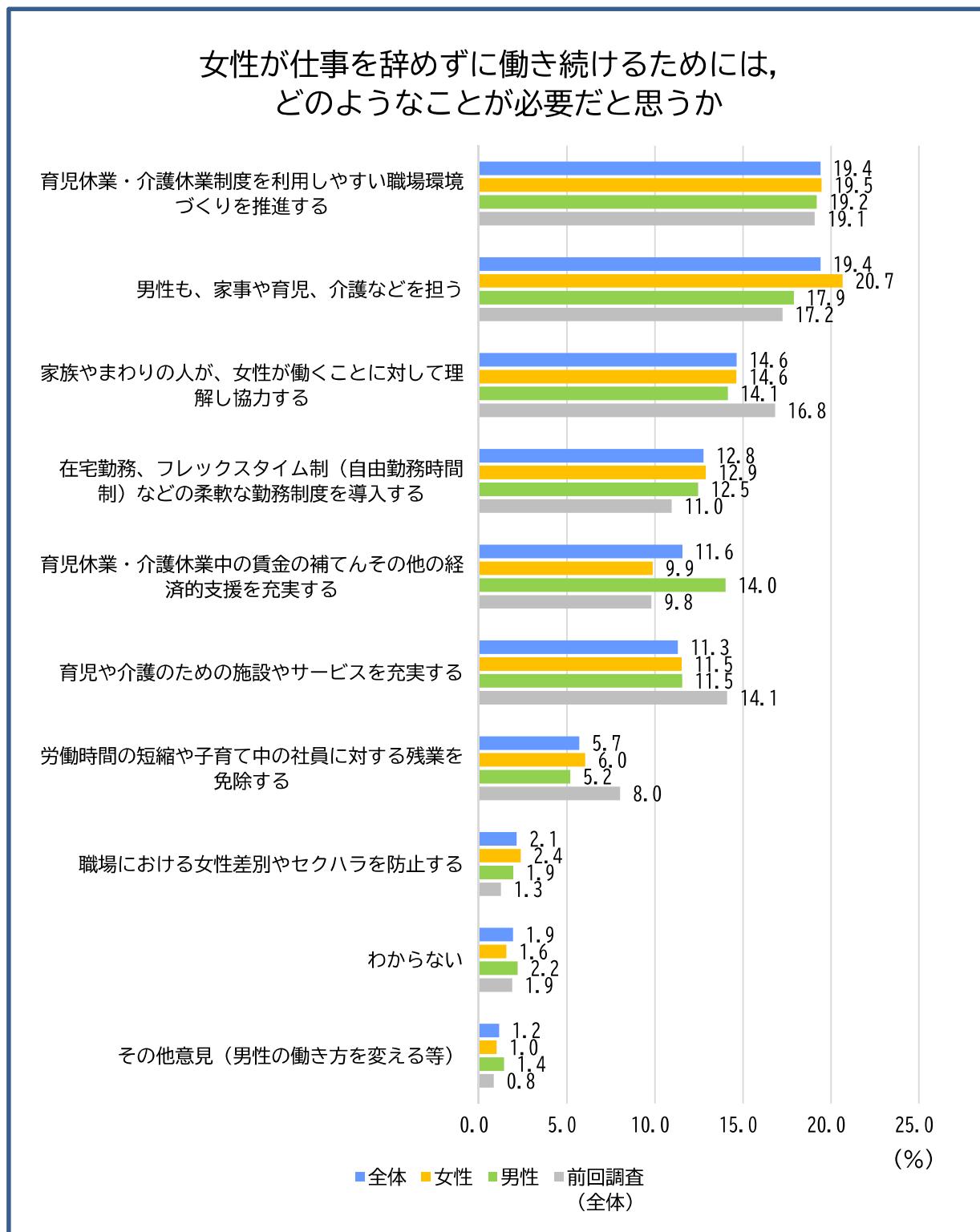


問9 女性への職業への関わり方について、あなたはどのような形が最も望ましいと思いますか。次のなかから1つ選んで○をつけてください。

女性の職業への関わり方について、どのような形が望ましいか



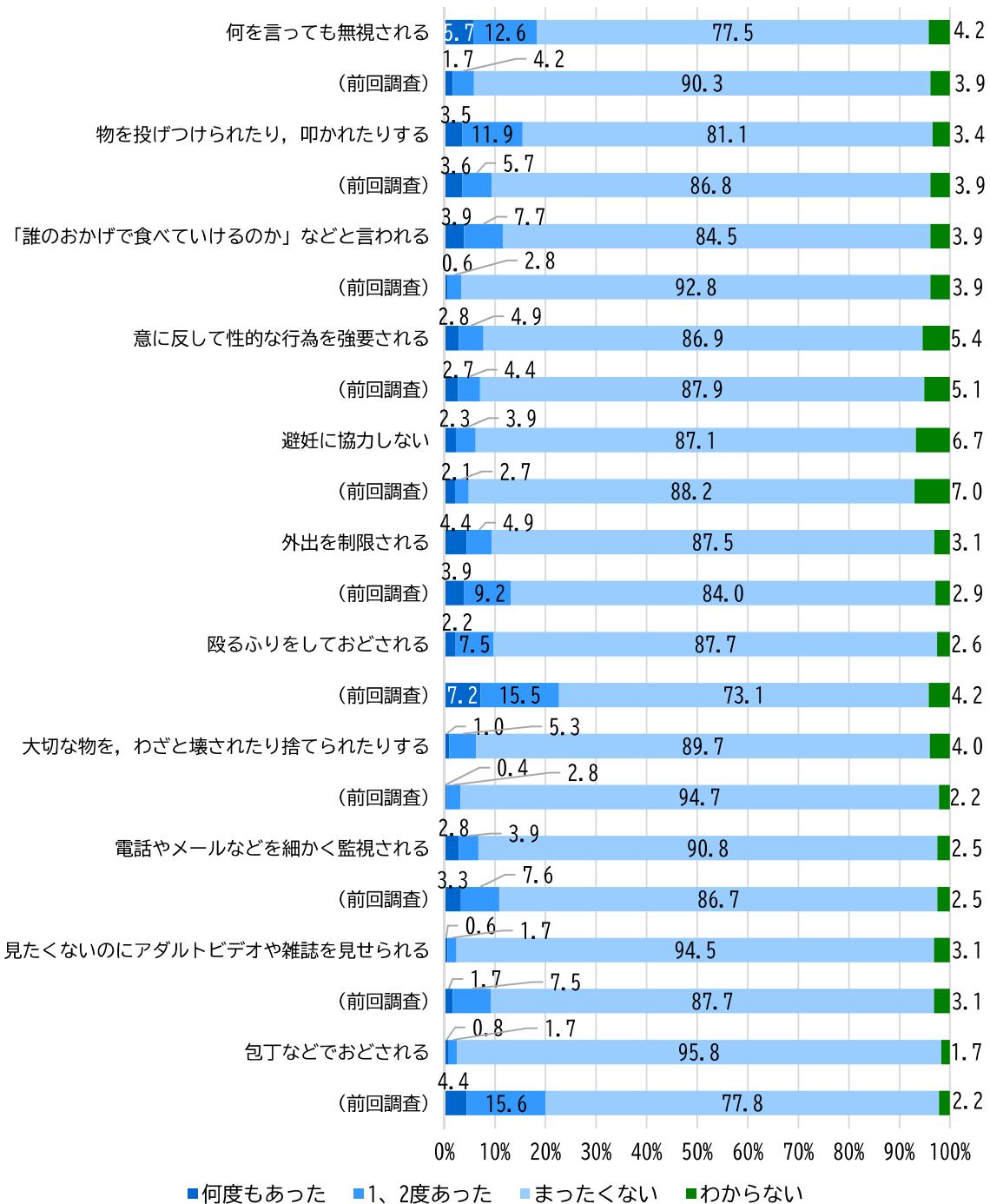
問 10 女性が、出産、子育て、介護などの理由で仕事を辞めずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



4 DV（配偶者や恋人からの暴力）, セクシュアル・ハラスメントについて

問11 あなたはこれまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人から次のようなことをされたことはありますか。それぞれ1つ選んで○をつけてください。

どのようなDVを受けたことがあるか



(問11で、1つでも「何度もあった」「1、2度あった」と答えた方にお聞きします。)
 問11-2 そのような行為があった時に、あなたは誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。次の中からあてはあるものを全て選んで○をつけてください。

